

令和 6 年度

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：令和 6 年 6 月 7 日(金)

14：45～16：00

場所：黒部河川事務所 会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 黒部川流域の減災に係る取組方針 | 資料 1 |
| (2) 黒部川流域の各機関の取組状況 | 資料 2 |
| [黒部河川事務所、富山県、富山地方気象台、黒部市、入善町、朝日町] | |
| (3) 県管理河川の減災に係る取組方針について | 県資料 1 |
| (4) 県管理河川の現在に係る取組状況 | 県資料 2 |
| [富山県、富山地方気象台、黒部市、入善町、朝日町] | |
| ・各グループ取組一覧（様式 1） | |
| ・取組概要（様式 2） | |

3. その他

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 流域タイムラインについて | 資料 3 |
| (2) 黒部川流域治水プロジェクト 2.0 について | 資料 4 |
| (3) 黒部川水系河川整備計画の変更について | 資料 5 |
| (4) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況 | |
| 及び防災安全交付金の重点配分対象の見直しについて | 県資料 3 |
| (5) 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況について | 県資料 4 |
| (6) 県砂防課からのお知らせ | 県資料 5 |

4. 閉 会

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 黒部川流域の減災に係る取組方針

令和 6 年 6 月

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は、堤防が決壊するなどし、氾濫による家屋の倒壊や流失が発生した。氾濫域では、広範囲かつ長期間の浸水が発生し、さらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による『水防災意識社会』の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、令和 2 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

黒部川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全・安心を担う黒部市、入善町、朝日町、新川地域消防組合、富山県、富山地方気象台、国土交通省北陸地方整備局 黒部河川事務所で構成される「黒部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を平成 28 年 5 月 13 日に設立した。

このような中で、平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、富山県管理の境川、笹川、木流川、小川、舟川、山合川、吉田川、高橋川及び黒瀬川を追加し、「黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」と平成 29 年 6 月 2 日に名称を変更した。

本協議会では、黒部川の地形的特徴や過去の被害状況、現在の取組状況の共有を図るとともに、水防災の上での主な課題を抽出し、それらの課題に対して、「**急流河川でかつ土砂流出を伴う黒部川では、氾濫すれば破壊力の高い水流となる特性を踏まえ、大規模水害に対し、『迅速で確実な避難』、『社会経済被害の最小化』を目標**」と定め、令和 2 年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、黒部川の減災に関わる地域の取組方針を決定した。

その後、平成 30 年 7 月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200 名を超える死者・行方不明者と 3 万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

これを受けて取りまとめられた社会資本整備審議会の「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」より、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされた事を踏まえ、緊急行動計画が改定され、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実が図られた。

平成 31 年 1 月の緊急行動計画を反映した取組方針を取りまとめるものである。

本資料は、平成 28 年から令和 2 年度までの取組の実施状況や社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの取組について、新たな「黒部川流域の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）を取りまとめたものである。

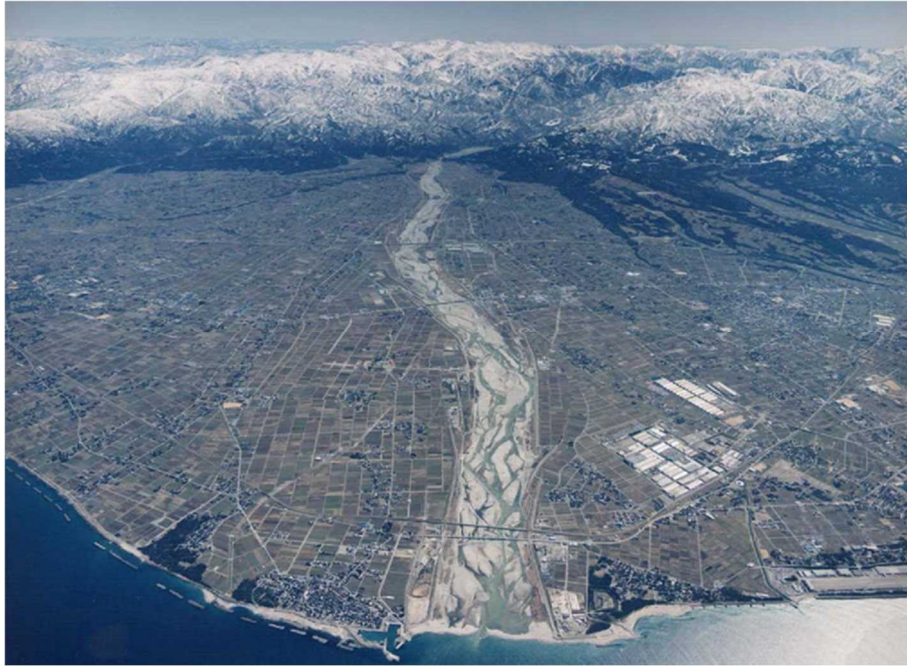
今後、協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参 加 機 関	構 成 員
黒 部 市	市 長
入 善 町	町 長
朝 日 町	町 長
新川地域消防組合 新川地域消防本部	消 防 長
富山県新川土木センター 入善土木事務所	所 長
富山県新川農林振興センター	所 長
富山県土木部河川課	課 長
富山県土木部砂防課	課 長
富山地方気象台	気 象 台 長
北陸地方整備局 黒部河川事務所	事 務 所 長
≪ オブザーバー ≫ 関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 黒部川水力センター 北陸電力株式会社 新川水力センター あいの風とやま鉄道株式会社	

3. 黒部川の概要と主な課題



(1) 流域の概要

黒部川流域は、黒部市をはじめとする2市3町からなり、その源を富山県と長野県境の鷲羽岳（標高 2,924m）に発し、立山連峰と後立山連峰の間に峡谷を刻み北流し、黒薙川等の支川を合わせ黒部市愛本に至り、その後は扇状地を流下し、黒部市・入善町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 85 km、流域面積 682 km²の一級河川である。（図 1-1、表 1-1、図 1-2 参照）

上流部は、大汝山、剣岳等の立山連峰と鷲羽岳や白馬岳等の後立山連峰に囲まれた極めて狭く、かつ急峻な山岳地形で、流域の東部に 3,000m 級の後立山連峰が形成されていることから、降雨が集中し大洪水が発生しやすい傾向にある。また、わが国屈指の急流河川（平均河床勾配が山間部で 1/5～1/180、扇状地部で 1/80～1/120）であり、洪水時の流れは速く、土砂を多く含んでいることから大量の土砂を移動させるとともに、中小洪水でも河岸や堤防の侵食が進行するという特徴を持っている。

扇頂部にあたる黒部市愛本から下流では、流出土砂による典型的な臨海性扇状地となっており、扇状地の境界には河岸段丘が形成されている。このため氾濫原は扇状地全体に広がり、黒部川は氾濫流が拡散し被害が拡大する危険性が高い河川であると言える。かつて愛本下流では川筋が幾筋にも分かれて流れており、その川筋の多さから「四十八ヶ瀬（しじゅうはちがせ）」とも呼ばれ、過去、黒部川は幾度となく洪水氾濫を引き起こし、そのたびに流れを変えてきた。

流域の気候の特徴は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿であり、四季が明確な日本海側気候であり、国内有数の多雨多雪地帯で、流域の年間降水量は、4,000mm と多く（直轄河川 1 位）、特に 6 月から 7 月にかけて梅雨前線による豪雨が多いことから、洪水の危険性が高くなっている。



図 1-1 黒部川流域の位置図

表 1-1 黒部川流域の諸元

項目	諸元	備考
幹川流路延長	85km	
流域面積	682km ²	
流域内市町村	2市3町	黒部市、入善町、朝日町他
氾濫域内人口	約5万6千人	平成17年国勢調査
支川数	25	河川便覧平成16年度版

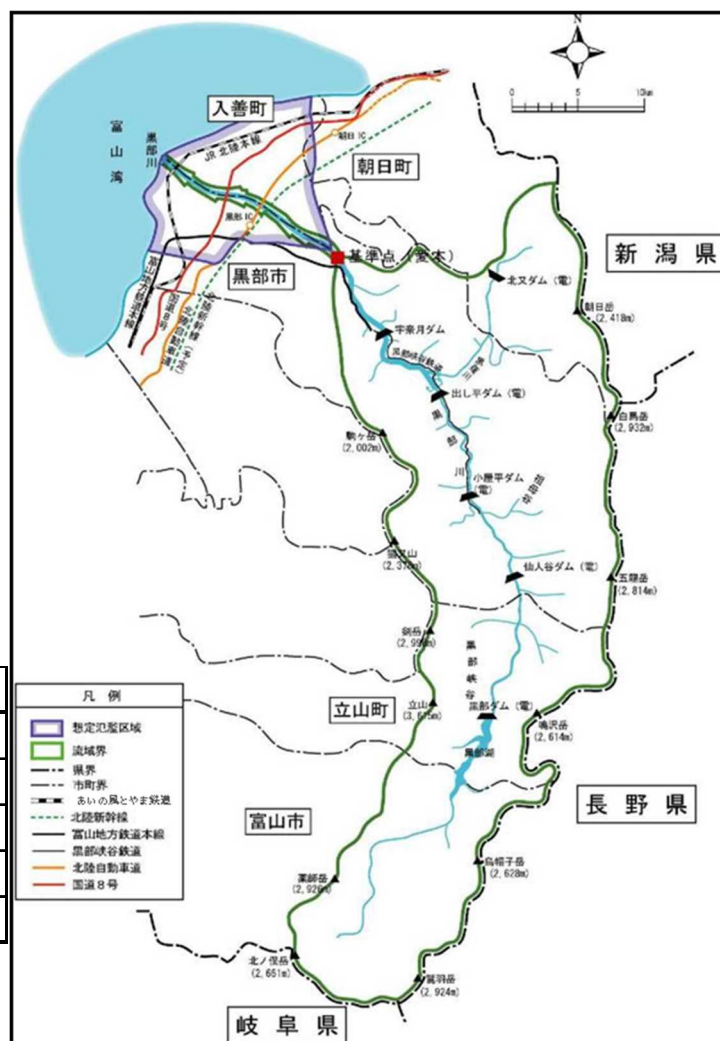


図 1-2 黒部川流域図

(2) 河川改修の状況と過去の被害状況

① 黒部川

黒部川は、扇状地を流れる急流河川であり、流れが速く、土砂を多く含んだ洪水流によって、幾度となく堤防の侵食決壊による氾濫を繰り返してきており、このような洪水の対策として霞堤(※1)や巨大水制の整備、大規模な河床掘削等を実施し、近年では縦工(※2)による整備を行っている。

(※1)霞堤については、昭和44年8月洪水でも効果を発現したように、流下しきれない流水を貯留するとともに、上流で氾濫した水を開口部から速やかに川へ戻し、被害の拡大を防ぐという治水上の機能がある。施設能力以上の洪水が発生した場合において被害を最小限に抑えるため、霞堤の機能を維持・保全している。

(※2)縦工とは堤防沿いの高水敷化した寄り州を維持し、堤防の保護効果を期待する河岸侵食防止工をいう。

黒部川流域の年間降水量は 3,000～4,000mm 程度であり、洪水要因の多くは梅雨前線によるもので、梅雨前線が黒部峡谷に沿って発達し流域に停滞した場合に大雨となる場合が多い。

黒部川においては古くから洪水の被害の記録がみられ、資料の整っている明治 24 年以降の主要洪水の概要について表 2-1 で示すとともに、図 2-1 で洪水による主な被災状況についても示す。

なお、昭和 44 年の洪水の特性として、水位上昇速度が最大 2m/h と非常に速く、氾濫注意流量（警戒流量）から破堤に至る時間も数時間と短く、南島堤（入善町南島地先 右岸 6.4k 付近）では、激流や偏流に伴う河岸侵食等の急激な進行過程を経て堤防基盤漏水による瞬間的な破堤があり、水防作業に入る時間も与えなかった。

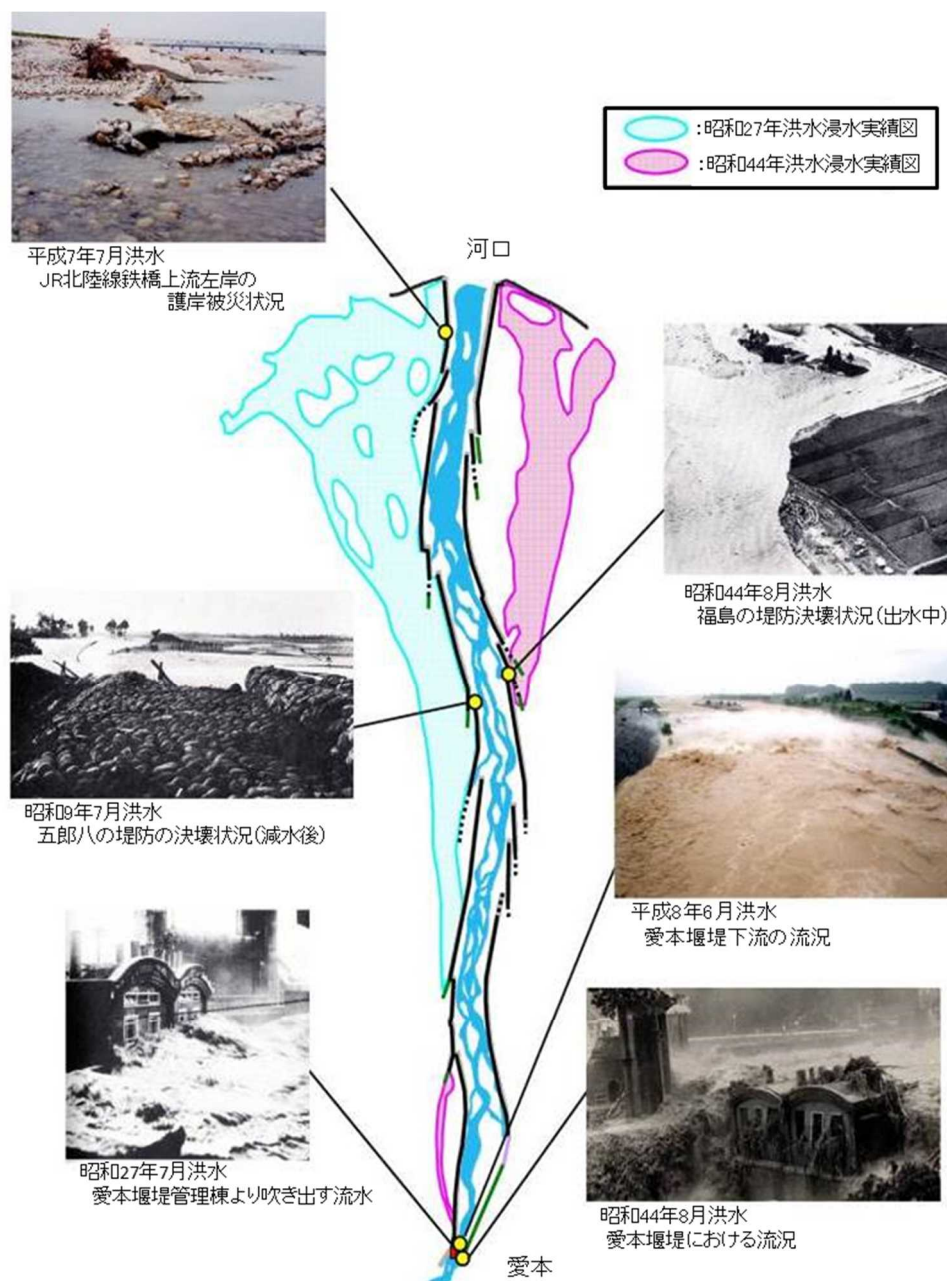


図2-1 黒部川における主な洪水の被災状況

表 2-1 黒部川流域の主要な洪水

洪水発生 年月日	要 因	流域平均 2 日雨量 (愛本上流域)	流 量 (愛本)	被災状況
明治 24 年 7 月 19 日	集中豪雨	—	—	堤防の決壊・欠壊 家屋全半壊：42 戸
明治 42 年 9 月 21 日	台風	—	—	堤防の決壊・欠壊：4 箇所 浸水面積：14ha
大正元年 7 月 22 日	集中豪雨	—	—	堤防の決壊：10 箇所 浸水面積：1,078ha 家屋全半壊：147 戸 家屋浸水：1,078 戸
大正 3 年 5 月 22 日 7 月 26 日 8 月 13 日	集中豪雨 及び台風	—	—	堤防の決壊・欠壊：30 箇所 浸水面積：85ha 家屋浸水：40 戸
昭和 9 年 7 月 12 日	梅雨前線	—	約 3,100m ³ /s	堤防の決壊：4 箇所 浸水面積：約 1,562ha 家屋全半壊：212 戸 家屋浸水（床上）：621 戸 家屋浸水（床下）：252 戸
昭和 27 年 7 月 1 日	梅雨前線	328mm	約 4,900m ³ /s	堤防の決壊：6 箇所、欠壊：7 箇所 浸水面積：約 4,000ha 家屋浸水（床上）：37 戸 家屋浸水（床下）：88 戸
昭和 32 年 7 月 9 日	梅雨前線	348mm	約 3,600m ³ /s	堤防の欠壊：1 箇所 水制破損：4 箇所 護岸破損：1 箇所
昭和 44 年 8 月 11 日	前線	408mm	約 5,700m ³ /s	堤防の決壊：3 箇所 護岸欠壊：3 箇所 水制流出：2 箇所 浸水面積：1,050ha 家屋全半壊：7 戸 家屋浸水（床上）：436 戸 家屋浸水（床下）：410 戸 愛本堰堤損傷
平成 7 年 7 月 11 日	梅雨前線	429mm	約 2,400m ³ /s	堤防・護岸欠壊：6 箇所 中流域で約 600 万 m ³ 土砂堆積 発電所・観光施設被害
平成 8 年 6 月 25 日	梅雨前線	325mm	約 2,200m ³ /s	堤防・護岸欠壊：3 箇所

※流量は愛本堰堤で観測された流量である（ただし、昭和 44 年洪水は推定値）

※昭和 44 年洪水の被害の状況については「水害統計（建設省）」による

※昭和 44 年洪水以外は、「出水記録 北陸地方整備局」及び黒部河川事務所資料による

②黒部川水系河川整備計画

平成 21 年 11 月に策定した「黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関して、戦後最大洪水流量を流下させることを目標として、河川整備目標流量を愛本地点において昭和 44 年 8 月洪水のピーク流量 5,700m³/s としている。

この基準地点愛本における目標流量 5,700m³/s に対して、宇奈月ダムにより 500m³/s の洪水調節を行い、5,200m³/s の流量を河道の整備で対応し、堤防整備や河道掘削等による河積の確保や、洗掘・侵食に対する急流河川対策、堤防の浸透対策、霞堤の機能の保全等計画的な治水対策を実施していくとしている。

現状では上下流バランスを確保しつつ整備が行われているものの、局所的に堤防高が不足している区間が存在しており、計画規模の洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

（３）黒部川流域の社会経済等の状況

黒部川下流の氾濫域内には、富山県の主要都市である黒部市や入善町があり、沿岸ではあいの風とやま鉄道・富山地方鉄道、国道 8 号・北陸自動車道等の基幹交通施設に加え、北陸新幹線が開業（H27.3 月）し交通の要衝となっている。

また、扇状地を利用した水稻栽培が盛んであるほか、全国屈指のアルミ製品等の金属産業や飲料会社の工場等も立地しており、この地域における社会、経済、文化の基盤を成している。

一方、流域の約 69%が中部山岳国立公園等の自然公園に指定され、黒部峡谷等の景勝地がみられるなど、豊かな自然環境に恵まれているとともに、黒部川第四発電所をはじめとする発電や豊富な地下水利用のほか、様々な水利用が行われており、黒部川水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きいものとなっている。

黒部川での主な課題は、以下のとおりである。

1) 黒部川は、急流河川であり、かつ年間降水量が非常に多い（一般的に日本三大急流といわれる河川より急勾配で、流域内平均降水量は直轄河川 109 水系のうち最も多く約 4,000mm）ことから、洪水時の流水のエネルギーが大きく、侵食による被害が頻繁に発生している。

また、降雨ピークと流量ピークの時差が短く、その時差が概ね 2 時間以内の洪水もあり、流量の増加が著しく速いことから、「迅速で確実な避難」が必要である。

2) 急勾配な黒部川扇状地ではあるが、海岸付近は地盤が低く、氾濫水が海岸堤防や鉄道軌道敷でせき止められ、長期間滞留するおそれがあるため、その場に留まらない「立ち退き避難（水平避難）」が必要な地域がある。

3) 黒部川が氾濫・破堤に至った場合、その氾濫流が低平地に滞留することにより、地域住民はもとより、氾濫域で操業する企業の長期間の操業停止が予想される。

4) 市役所をはじめとする主要な公共施設、国道 8 号や県道魚津・入善線等の主要幹線道路を含めた県が指定する緊急通行確保路線及び鉄道等の公共交通網が 1 週間以上にわたり浸水するおそれがあり、社会経済への大きな打撃や復旧活動の遅れが懸念される。

5) 上下流バランスを保ちながら堤防等の整備を進めているものの、堤防高が不足している箇所に加え、堤防の漏水や侵食など、越流以外にも水害リスクが高い箇所が存在している。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることから、これらの課題に対して、行政や企業、住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し、『**迅速で確実な避難**』や『**社会経済被害の最小化**』を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

ハード対策

●洪水を河川内で安全に流す対策として…

氾濫が発生した場合でも被害を軽減する機能をもつ霞堤の維持・保全、侵食・洗掘対策としての縦工の整備や堤防の漏水対策、樹木伐採や河道整正などの適切な河道管理、洪水調節機能を有する宇奈月ダムの適切な施設管理を行う。

●危機管理型ハード対策として…

堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強の実施を行う。

●避難行動・水防活動・排水活動等に資する「基盤等の整備」として…

簡易水位計・量水標・夜間監視も考慮した高感度 CCTV カメラの整備、水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備、防災情報の確実な伝達のための防災ラジオ等の改良、浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備等を行う。

ソフト対策

●黒部川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動のために…

広域避難計画の策定とそれを反映したハザードマップの作成と周知、避難情報の発令や水防活動に着目したタイムラインの検討及び作成、災害・避難カード等の配布・普及による住民の主体的避難のための防災意識の向上や小中学校への出前講座など防災知識を高めるための息の長い防災教育の実施に努める。

●氾濫被害の軽減や避難時間の確保のための水防活動のために…

より効果的な情報伝達や連絡体制の確保、水防活動の担い手の募集推進、水防体制の強化として地域事業者による水防支援体制の構築や大規模工場と連携した情報連絡体制の確立及び自衛水防活動等に取り組む。

●一刻も早く社会経済活動を回復させる排水活動のために…

排水計画（案）の検討・作成及びそれに基づく排水訓練の実施等を関係機関が連携して進めていく。

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現在の取組状況の共有

黒部川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

★:課題

項 目	現状と課題	課題凡例
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	黒部川(国管理区間)において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を黒部河川事務所のHP等で公表している。	
	★ 浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
	避難情報の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を黒部河川事務所と富山地方気象台の共同で実施し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。	
	★ 水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	B
避難情報等の発令基準	災害発生のおそれがある場合は、黒部河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	
	各自治体の地域防災計画に具体的な避難情報の発令基準や対象地域を明記している。	
	黒部川本川・支川(国管理区間)における避難情報等の発令に着目した、防災行動計画(タイムライン)を作成している。	
避難場所・避難経路	★ 避難情報等の発令に着目したタイムラインが、実態に合ったものになっているかが懸念される。	C
	避難場所として公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	★ 大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	D
	★ 大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	E
住民等への情報伝達の体制や方法	★ 避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが住民等に十分に認知されていないおそれがある。	F
	防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難情報等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。	
	★ 大雨・暴風により防災行政無線等が聞き取りにくい状況がある。	G
	河川管理者等からWEB等を通じた河川流量、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難情報、被害情報等)を開始した。	
	★ WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	H

①情報伝達、避難計画等に関する事項

★:課題

項 目	現状と課題	課題凡例
住民等への 情報伝達の 体制や方法	★ 災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	I
	★ 住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	J
避難誘導体制	避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員(消防団員)と協力して実施している。	
	★ 災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	K

②水防に関する事項

★:課題

項 目	現状と課題	課題凡例
河川水位等に 係る情報提供	国及び県が基準観測所の流量や水位により水防警報を発表している。	
	★ 災害時に優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定制・共有が難しい。	L
	★ 堤防高が局所的に低く、水防活動に時間を要する箇所において迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	M
	災害発生の際には、県河川事務所から沿川自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施している。	
河川の 巡視区間	出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	★ 河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	N
	★ 水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況になる懸念がある。	O
	★ 水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	P
水防資機材の 整備状況	事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	★ 水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	Q
	★ 水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	R

②水防に関する事項

★:課題

項 目	現状と課題	課題凡例
水防資機材の整備状況	★ 他河川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、黒部川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	S
市・町庁舎、企業、病院等の水害時における対応	防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。	
	★ 地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。	T

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

★:課題

項 目	現状と課題	課題凡例
排水施設、排水資機材の操作・運用	樋管・陸間の操作点検を出水期前に実施している。	
	機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動態勢を確保している。	
	★ 現状の施設配置では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	U
	★ 現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V
既存ダムにおける洪水調節の現状	洪水調節機能を有する宇奈月ダムで洪水を貯蓄することにより、下流域の被害を軽減させている。	

④河川管理施設の整備に関する事項

★:課題

項 目	現状と課題	課題凡例
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。	
	堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	★ 計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり洪水により氾濫するおそれがある。	W
	★ 堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
	★ 洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。	Y

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して、達成すべき減災目標は以下のとおりとする。

【達成すべき目標】

急流河川でかつ土砂流出を伴う黒部川では、氾濫すれば破壊力の高い水流となる特性を踏まえ、大規模水害に対し、

『迅速で確実な避難』『社会経済被害の最小化』

を目標とする。

※大規模水害…想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※迅速で確実な避難…浸水深が2階以上（3.0m以上）、家屋倒壊危険区域内では限られた時間での立ち退き避難（水平避難）が必要であり、それ以外の浸水区域においても立ち退き避難（水平避難）及び2階以上の屋内安全確保（垂直避難）が求められる。

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、黒部川において河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施する。

1. 黒部川の大規模水害における特徴を踏まえた**避難行動の取組**
2. 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための**水防活動の取組**
3. 一刻も早く社会経済活動を回復させるための**排水活動の取組**

6. 実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

平成31年1月29日の『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定』により、以下のとおり取組内容を見直している。

(1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・実施機関は、以下のとおりである。

○：検討中または実施中 ●：実施済み

主な取組内容	課題の 対応	目標時期	実施する機関						地域 住民
			黒部 河川	富山 県	富山 気象 台	富山 地方	黒部 市	入善 町	
(1)－1 洪水を河川内で安全に流す対策									
①堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) ・霞堤の維持・保全 ・縦工の整備 ・漏水対策 ・河道管理 ・ダムによる洪水調節	W、X	引き続き実施	○						
②多数の家屋や重要施設等の 保全対策 ・河道内樹木伐採 ・河道堆積土砂掘削	W、X	引き続き実施	○						
(1)－2 氾濫した場合において被害を軽減する対策									
①危機管理型ハード対策 ・天端の保護 ・裏法尻の補強	W、X	H28完成	●						
(1)－3 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
①雨量・水位等の観測データ 及び洪水時の状況を把握・伝 達するための基盤の整備	G、H、J	必要に応じて実施	●	●					活用
②円滑な避難活動や水防活動 を支援するための簡易水位計 や量水標、高感度CCTVカメラ の設置	H	必要に応じて実施	●						活用
③水防活動を支援するための 新技術を活用した水防資機材 等の配備	Q、S	引き続き実施	○	○		○	○	○	
④防災行政無線や防災ラジオ 等のデジタル化による改良	G	引き続き実施				●	●	●	活用
⑤浸水時においても災害対応 を継続するための施設の整備 及び非常用発電装置等の耐水 化	Q、S、V	引き続き実施	●	○		●	●	●	

(2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・実施機関は、以下のとおりである。

1) 黒部川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

○：検討中または実施中 ●：実施済み

主な取組内容	課題の 対応	目標時期	実施する機関						地域住民
			黒部河川	富山県	富山地方気象台	黒部市	入善町	朝日町	
(2)－1)－1 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等									
①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（黒部川）、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A、B	引き続き実施	○						活用
②市・町による広域避難計画の整備及び検討と改善	D、E、F	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	
③広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	D、E、F	引き続き実施	○	○		○	○	○	活用
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D、E、F	引き続き実施	○	○		○	○	○	
⑤要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	K	引き続き実施	○	○		○	○	○	活用
⑥まるごとまちごとハザードマップの整備及び拡充	D、E、F	引き続き実施	○	○		○	○	○	活用
⑦ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報等の活用	H、I、J	引き続き実施	○		○				活用
⑧水位予測の検討及び精度の向上	B	引き続き実施	○						
⑨プッシュ型の洪水予報等の情報発信	H、I、J	引き続き実施	○	○		○	○	○	活用
⑩水位計やライブカメラ情報のリアルタイムでの提供	H、I、J	必要に応じて実施	●	●					活用
⑪避難訓練への地域住民の参加促進	D、E、F	引き続き実施				○	○	○	活用

○：検討中または実施中 ●：実施済み

主な取組内容	課題の 対応	目標時期	実施する機関						地域 住民
			黒 部 河 川	富 山 県	富 山 地 方 気 象 台	黒 部 市	入 善 町	朝 日 町	
(2)－1)－2 避難情報の発令に着目したタイムラインの作成									
①避難情報の発令及び洪水のリスクの高い地域の水防活動に着目したタイムラインの作成及び検討と改善	A、C	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	
②気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	F、H、I	引き続き実施			○				活用
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	D、E、F	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	
④「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	D、F、K	引き続き実施	○	○		○	○	○	活用
⑤住民一人一人の避難計画・情報マップの作成（マイタイムライン等の作成）	D、F、K	引き続き実施			○	○	○	●	活用
(2)－1)－3 防災教育や防災知識の普及									
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	H、I、J、K	引き続き実施	○	○		○	○	○	活用
②出前講座を活用するなど水防災に関する講習会の開催	H、I、J、K	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	参加
③小中学校等における水災害教育	H、I、J、K	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	参加
④効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布	H、I、J、K	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	活用
⑤共助の仕組みの強化	A、K	引き続き実施				○	○	○	活用

2) 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

○：検討中または実施中 ●：実施済み

主な取組内容	課題の 対応	目標時期	実施する機関						地域住民
			黒部河川	富山県	富山地方 気象台	黒部市	入善町	朝日町	
(2)－2)－1 より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化									
①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び水防団同士の連絡体制の確保	L、M	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	
②水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	N、O、P	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	参加
③関係機関が連携した実働水防訓練	N、O、P	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	参加
④水防活動の担い手となる水防団及び水防協力団体の募集・指定の促進	N、O、P	引き続き実施				○	○	○	参加
⑤国・県・自治体職員を対象に水防技術講習会の開催	N、O、P	引き続き実施	○	○		○	○	○	
⑥地域の事業者による水防支援体制の検討・構築	T	引き続き実施	○			○	○	○	参加
⑦大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	T	引き続き実施	○	○		○	○		参加

3) 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取組

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

○：検討中または実施中 ●：実施済み

主な取組内容	課題の 対応	目標時期	実施する機関						地域 住民
			黒 部 河 川	富 山 県	富 山 地 方 気 象 台	黒 部 市	入 善 町	朝 日 町	
(2)－3)－1 救援・救助活動の効率化に関する取組									
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討	U、V	H28年度から検討	○	○		○	○	○	
(2)－3)－2 排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施									
①浸水想定区域の情報共有、排水手法等の検討の上、大規模水害を想定した排水計画（案）の作成	U、V	H28年度から検討	○	○		○	○	○	
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等の整備	U、V	引き続き実施	○	○		○	○	○	
③排水計画（案）に基づく排水訓練	U、V	H28年度から検討	○	○		○	○	○	

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名 称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき設置することとし、「黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、黒部川、境川、笹川、木流川、小川、舟川、山合川、吉田川、高橋川及び黒瀬川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を

確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局 黒部河川事務所及び富山県土木部河川課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月13日から施行する。

改 正 平成29年6月 2日

改 正 平成30年5月23日

改 正 令和 元年6月 5日

別紙 1

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員

黒部市長

入善町長

朝日町長

新川地域消防組合 新川地域消防本部 消防長

富山県新川土木センター 入善土木事務所長

富山県新川農林振興センター 所長

富山県 土木部 河川課長

富山県 土木部 砂防課長

富山地方気象台長

北陸地方整備局 黒部河川事務所長

<オブザーバー>

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 黒部川水力センター

北陸電力株式会社 新川水力センター

あいの風とやま鉄道株式会社

別紙 2

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事会 構成員

黒部市 道路河川課長

入善町 建設課長

朝日町 建設課長

新川地域消防組合 黒部消防署長

新川地域消防組合 宇奈月消防署長

新川地域消防組合 入善消防署長

新川地域消防組合 朝日消防署長

富山県新川土木センター 入善土木事務所 所長代理

富山県新川農林振興センター 管理検査課長

富山県 土木部 河川課主幹

富山県 土木部 砂防課主幹

富山地方気象台 防災管理官

北陸地方整備局 黒部河川事務所 副所長

<オブザーバー>

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 黒部川水力センター

北陸電力株式会社 新川水力センター

あいの風とやま鉄道株式会社

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料 2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

項目	事項	減災のための取組項目		黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
		内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	(1)ハード対策の主な取組														
	(1)－1洪水を河川内で安全に流す対策														
	①堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） ・霞堤の維持・保全 ・縦工の整備 ・河道管理 ・ダムによる洪水調節	W、X	・洪水を安全に流すための対策を実施	引き続き実施											
			・縦工整備を継続推進	引き続き実施											
	②多数の家屋や重要施設等の保全対策 ・河道内樹木伐採 ・河道堆積土砂掘削	W、X	・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化計画において樹木伐採及び河道掘削を実施	H30年度より実施											
			・事前防災としての樹木伐採・河道掘削を実施	引き続き実施											
	(1)－2氾濫した場合において被害を軽減する対策														
	①決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策） ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	W、X	・危機管理型ハード対策を実施	H28年度より実施											
			・飛騨地区天端保護 ・音沢地区裏法尻補強	H28完成											
	(1)－3周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	①雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	G、H、J	・雨量、流量等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備を実施	H28年度より実施	・河川情報システムの改良及び端末向けのシステム導入 ・【R4】水防警報発令システムの開発導入（R5から運用開始）	H28年度から検討									
			・川の防災情報では、水位表示となっている黒部川現況流量と基準流量への分かりやすい表示への改良												
・事務所ホームページに流量表示		H28	・河川情報システムの改修工事完了	H29											
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	H	・簡易水位計、夜間監視を考慮した高感度CCTVカメラの増設	H28年度より実施											
・河川の状態を把握するため、CCTVカメラを入善町小摺戸地先（R9.0km）に新たに設置 ・危機管理型水位計を増設			必要に応じて、引き続き実施												

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和6年3月31日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		③水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	Q、S	・新技術を活用した水防資機材等の配備	H28年度から検討	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視	引き続き実施			・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視	引き続き実施	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視	引き続き実施	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視	引き続き実施
				・水防連絡会において水防倉庫の備蓄材などの合同巡視	引き続き実施			・水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認		・水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認		・水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認			
			・H28 吸水性土のうを購入 ・H29 土のう製作器を購入 ・R5耐候性土のうを購入（追加） ・毎年水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認	引き続き実施	・毎年水防パトロールにより確認	引き続き実施			・毎年水防パトロールにより確認 ・毎年水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認	引き続き実施	・毎年水防パトロールにより確認 ・毎年水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認	引き続き実施	・毎年水防パトロールにより確認 ・毎年水防連絡会において水防資機材の配置箇所及び数量について確認	引き続き実施	
	④防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	G							・防災行政無線のデジタル化	実施済	・防災行政無線のデジタル化（防災無線の親局、子局は対応済）	実施済	・防災行政無線のデジタル化	R2年度実施済	
									・防災行政無線（屋外拡声子局）64箇所の設置 ・防災ラジオの販売、受信感度を向上させるための指導・助言を実施 ・R4年度夏までに整備完了	実施済	・防災行政ラジオ（戸別受信機）の販売		・防災ラジオや戸別受信機においてはデジタル化未対応	時期未定	
	⑤浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	Q、S、V	・非常用発電装置の耐水対策	H28年度実施済	・入善土木事務所にはH25に設置された非常用発電装置があり、耐震仕様に基づきつくられたが、耐水仕様には基づいていない ・水位局の耐水化対策	H28年度確認			・非常用発電装置の耐水対策	実施済	・拠点となる消防防災センターの耐水対策	実施済	・非常用発電装置の耐水対策	実施済	
				・水位局の耐水化対策【R1】 黒瀬川（新田橋） ・浸水深に対する評価を行い必要な耐水対策を検討	実施済					・新庁舎に非常用発電装置を設置	実施済				

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料 2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
(2) ソフト対策の主な取組 1) 黒部川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取組															
(2)－1)－1 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等															
		①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（黒部川）、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A、B	・黒部川洪水浸水想定区域図、浸水想定時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表 ・想定最大規模降雨の黒部川氾濫シミュレーションの公表	H28年度に実施										
				・平成28年6月20日に公表した想定最大規模降雨による浸水想定区域図について、今後避難方法やタイミング、経路等の検討を行う時の基礎資料とするため、H29年度に氾濫拡大過程が解る詳細図を全27カ所（概ね1kmピッチ）整備 ・引き続き情報提供等を実施	引き続き実施										
		②市・町による広域避難計画の整備及び検討と改善	D、E、F	黒部市、入善町、朝日町のタイムラインは策定済（H28）であるが、さらなる精度向上と改善を支援	H28年度より実施	作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度より実施	・作成に必要な情報の提供および策定を支援 ・黒部河川事務所、県、市、町と協同し整備、改善を支援	H28年度より実施	・広域避難の現実性について検討	H29年度から検討	・黒部河川事務所、県、関係市町と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を検討・策定	H29年度より実施	・黒部河川事務所、県、関係市町と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を検討・策定	H29年度より実施
				・引き続き情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間等）を公表 【H31.3.29】黒瀬川、高橋川、吉田川 【R1.6.14】小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供など市町を支援 ・【R4.3～】中小河川浸水想定区域図作成に向けた基礎調査に着手（黒部川水系対象25河川） ・【R5】検討委員会による審査	引き続き実施	・引き続き、大雨災害時の聞き取り調査や情報提供により市町を支援	引き続き実施	・必要に応じて検討	引き続き実施	・市町外を含めた避難場所の設定と、市町村間の協定の締結を必要に応じて検討	引き続き実施	・必要に応じて検討	引き続き実施
		③広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知		・想定最大規模降雨における洪水を対象とした広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを作成する市町に、必要な情報を提供し作成を支援	H28年度より実施	作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度より実施			黒部河川事務所において、浸水想定区域見直し後、洪水ハザードマップを策定	H29年度策定	黒部河川事務所において、浸水想定区域見直し後、洪水ハザードマップを策定	H29年度より実施	黒部河川事務所において、浸水想定区域見直し後、洪水ハザードマップを策定	H29年度より実施

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

資料 2

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
			D、E、F	・引き続き情報の提供 など市町を支援	引き続き 実施	・想定最大規模の降雨 を対象とした洪水浸水 想定区域図（浸水深、 浸水継続時間等）を公表 【H31. 3. 29】 黒瀬川、高橋川、吉田 川 【R1. 6. 14】 小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供 など市町を支援 ・【R4. 3～】 中小河川浸水想定区域 図作成に向けた基礎調 査に着手（黒部川水系対 象25河川） ・【R5】検討委員会に よる審査	引き続き 実施			・広域避難の現実性につ いて検討	引き続き 実施	・R1年度に洪水に対応 した防災マップを作成	R1年度実 施済	・富山県の浸水想定区 域見直し後、洪水ハ ザードマップの見直し	引き続き 実施
		④立ち退き避難が必要な区 域及び避難方法の検討		浸水想定区域の浸水深、 浸水継続時間及び家屋倒 壊危険区域の情報提供	H28年度 より実施	作成に必要な情報（浸 水想定区域の浸水深、 浸水継続時間等）の提 供	H28年度 より実施			・家屋倒壊危険区域等 より、立ち退き避難が 必要な区域を検討 ・避難所ごとに水害時 の浸水深や避難の可否 について確認	・H29年 度より実 施 ・H28年 度より実 施	・家屋倒壊危険区域等 より、立ち退き避難が 必要な区域を検討 ・避難所ごとに水害時 の浸水深や避難の可否 について確認	H29年度 より実施	・家屋倒壊危険区域等 より、立ち退き避難が 必要な区域を検討 ・避難所ごとに水害時 の浸水深や避難の可否 について確認	H29年度 より実施
			D、E、F	・引き続き情報の提供 など市町を支援	引き続き 実施	・想定最大規模の降雨 を対象とした洪水浸水 想定区域図（浸水深、 浸水継続時間等）を公表 【H31. 3. 29】 黒瀬川、高橋川、吉田 川 【R1. 6. 14】 小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供 など市町を支援 ・【R4. 3～】 中小河川浸水想定区域 図作成に向けた基礎調 査に着手（黒部川水系対 象25河川） ・【R5】検討委員会に よる審査	引き続き 実施			・洪水ハザードマップに 記載済み ・R2年5月市報及び市HP において周知	・R元年 度末 ・R2. 5実 施	・基本的に舟見、野中 を除く町全域が浸水域 となるため、未設定と なっている ・防災マップの作成と 合せて立ち退き避難が 必要な区域等を設定	引き続き 実施	・富山県の想定区域見 直し後、立ち退き避難 が必要な区域及び避難 所を検討 ・洪水ハザードマップ作 成に合わせて検討	引き続き 実施
		⑤要配慮者利用施設の避難 計画の作成及び訓練の促進		要配慮者利用施設によ る避難確保計画等の作 成を行う際の必要な情 報の提供と技術的な助 言	H29年度 より実施	作成に必要な情報（浸 水想定区域の浸水深、 浸水継続時間等）の提 供	H28年度 より実施	要配慮者利用施設によ る避難確保計画等の作 成への助言	H28年度 より実施	福祉担当課と調整し、 要配慮者施設における 訓練	H28年度 から検討	各施設へ避難計画の作 成および訓練の促進を 呼びかけ	H28年度 から検討	福祉担当課と調整し、 要配慮者施設における 訓練	H28年度 から検討

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

資料 2

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
			K	・引き続き情報の提供など市町を支援 ・協議会において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の状況、同施設の地域防災計画への位置づけの状況、避難確保計画の作成状況、要配慮者利用施設で行う訓練の実施状況の把握及び優良事例の共有、市町における地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達（水防法上の義務）の方法について再確認を行う	引き続き実施	・H29年5月（新川地区）、11月（黒部市）に要配慮者利用施設への説明会を実施 ・平成31年3月に介護保険施設等に対する合同説明会で避難確保計画の作成について説明 ・水位周知河川について、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を公表 ・引き続き、市町の要請に基づき要配慮者利用施設への説明会を実施	引き続き実施			・H29年5月に要配慮者利用施設の管理者等への説明会を開催 ・R2年2月に再度説明会を開催 ・R2年10月に保育所長会にて計画作成の呼びかけ ・関係部署と連携して避難計画の作成及び訓練の実施に努める。	引き続き実施	町内対象施設62施設のうち62施設で避難確保計画を作成済 (R6. 3末時点)	H28年度より実施	・要配慮者利用施設6施設中6施設において避難確保計画を作成。今後も引き続き、避難確保計画の作成及び訓練の実施を検討	引き続き実施
		⑥まるごとまちごとハザードマップの整備及び拡充	D、E、F	市町が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	H28年度より実施	作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度より実施			まるごとまちごとハザードマップの整備	H28年度から検討	まるごとまちごとハザードマップの整備	H28年度から検討	まるごとまちごとハザードマップの整備	H28年度から検討
				・引き続き情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間等）を公表 【H31. 3. 29】 黒瀬川、高橋川、吉田川 【R1. 6. 14】 小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供など市町を支援 ・【R4. 3～】 中小河川浸水想定区域図作成に向けた基礎調査に着手（黒部川水系対象25河川） ・【R5】検討委員会による審査	引き続き実施			・引き続き検討	引き続き実施	必要性について検討	引き続き実施	・必要性について検討	引き続き実施
		⑦ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報等の活用	H、I、J	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度より実施			ハザードマップポータルサイト及び地図情報等の活用により周知をサポート	H28年度より実施						
				・黒部河川事務所HP	引き続き実施			・国土数値情報に登録された全ての河川（洪水予報指定河川を除く）について、区間も含めて洪水害の発生する危険度を色表示させる情報をH29. 7から提供開始 ・WEB等の各種情報を住民に周知・啓発	引き続き実施						

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料 2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和6年3月31日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		⑧水位予測の検討及び精度の向上	B	水位予測の精度向上の検討・システム改良	H28年度から検討										
				水位予測の精度向上に向けて上部機関等との情報共有を密にする	引き続き実施										
		⑨プッシュ型の洪水予報等の情報発信	H、I、J	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	H28年度から検討	・富山県総合防災システムにより、 ①県と参加可能な国・市町・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有 ②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供 ・河川情報システムの改良及び端末向けのシステムの改良 ・一般向けの緊急速報メール配信	引き続き実施及び検討	気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値を周知し、必要に応じて自治体関係機関に対する情報伝達（ホットライン）	引き続き実施	・プッシュ型の避難勧告等の情報発信 ・Yahoo との災害協定を締結	H28年度より実施 締結済	・避難情報や気象情報を防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）、緊急情報メール、CATV等を通じて情報発信 ・富山県総合防災情報システムからＬアラートを通じ、避難情報等発信 ・Yahoo との災害協定を締結	・順次実施 ・順次実施 ・締結済	・避難情報や気象情報を防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）、緊急情報メール、防災情報アプリ、CATV等を通じて情報発信 ・富山県総合防災情報システムからＬアラートを通じ、避難情報等発信 ・Yahoo との災害協定を締結	引き続き実施 締結済
				・H29年5月1日から黒部市、入善町、朝日町においてプッシュ型洪水予報の配信を開始 ・プッシュ型洪水予報の配信について、各市町の広報誌にて出水期前に周知 ・R3年度 洪水予報の水位予測について6時間先までに延長	引き続き実施	・富山県総合防災システムにより、 ①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。 ②Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供 ・河川情報システムの改修工事完了	引き続き実施	・H29年3月「はん濫」→「氾濫」へ情報文、電文の変更 ・大雨が予想された場合、関係機関に情報伝達を実施 ・R2年度 大雨特別警報の警報への切替時に合わせて今後の洪水見込みについて情報を発表	引き続き実施	・引き続き防災行政無線、防災ラジオ、緊急情報メール、Ｌアラート等を通じて、避難情報等発信	引き続き実施	・H29年5月から洪水予報について、国から緊急速報メールの配信を開始。入善町では避難情報について緊急速報メールを配信 ・防災訓練等で確実に運用できる体制を構築	引き続き実施	・防災訓練等で確実に運用できる体制を強化	引き続き実施
				⑩水位計やライブカメラ情報のリアルタイムでの提供	H、I、J	水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	H28年度より実施	県管理河川への河川監視カメラの設置（水位計設置箇所）	H28年度より実施						
・黒部川の状況（水位・降雨状況・画像）等は事務所ＨＰにて把握可能。携帯・スマートフォン等においても確認可能 ・H28年度 入善町小摺戸地先にＣＣＴＶカメラを新たに追加 ・危機管理型水位計のリアルタイムデータをWEB配信	引き続き実施	・県管理河川への河川監視カメラの映像の一般提供（黒瀬川、木流川、舟川、山合川、小川、吉田川、高橋川、笹川、境川、神谷川）における河川監視カメラ画像の公開 ・河川監視カメラ等の整備による河川情報の拡充 【R4.3】県ＨＰリニューアル 【R5.3】県ＨＰで危機管理型水位計のリアルタイムデータが閲覧できるように改修	R2までに実施済												

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料 2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和6年3月31日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		⑪避難訓練への地域住民の参加促進	D、E、F							各地区自主防災組織が行う訓練等の支援	引き続き実施	自主防災組織を通じて呼びかけ（文書配布、回覧など）	引き続き実施	より実施的かつ住民参加型の総合防災訓練の実施を検討する。	引き続き実施
										実績 【R5】10地区【R4】10地区【R3】7地区、【R2】8地区、【R1】10地区、【H30】11地区、【H29】11地区	引き続き実施			地区、自主防災組織を通じて防災啓発及び訓練等参加呼びかけ（文書配布、回覧など）	引き続き実施
		(2)－1)－2 避難情報の発令に着目したタイムラインの作成													
		①避難情報の発令及び洪水のリスクの高い地域の水防活動に着目したタイムラインの作成及び検討と改善	A、C	・作成に必要な水位情報等を提供し、気象台と協同し県・市・町のタイムライン作成及び改善を支援 ・毎年、関係機関等との連絡体制の確認	・H28年度出水期前 ・H29年度より実施	市町が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	H28年度より実施	黒部河川事務所と協同し、富山県、市、町の作成及び改善を支援	H28年度より実施	・現在のタイムラインを検証・見直して、新たに策定 ・洪水に対するリスクの高い場所の水防活動手順・時間を再確認し、タイムラインを整備	H28年度より実施	・現在のタイムラインを検証・見直して、新たに策定 ・洪水に対するリスクの高い場所の水防活動手順・時間を再確認し、タイムラインを整備	H28年度より実施	・タイムラインの策定 ・洪水に対するリスクの高い場所の水防活動手順・時間を再確認し、タイムラインを整備	H28年度より実施
				・H29よりタイムライン情報の共有 ・R4～5 流域タイムラインを作成・情報共有 ・引き続き情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間等）を公表 【H31. 3. 29】黒瀬川、高橋川、吉田川 【R1. 6. 14】小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供など市町を支援 ・【R4. 3～】中小河川浸水想定区域図作成に向けた基礎調査に着手(黒部川水系対象25河川) ・【R5】検討委員会による審査	引き続き実施	・情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・今後も国・県と連携を図り、訓練や実対応で運用し、必要な改善を実施	引き続き実施	・今後、訓練や実対応で運用し、必要な改善を実施	引き続き実施	・黒部川に対する浸水想定区域がごく一部のため、タイムラインが未作成（舟川等は作成済） ・富山県の浸水想定区域の見直しにあわせて、タイムラインを作成	引き続き実施
						・警報等における危険度の色分けした時系列表示や「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・警報改善やメッシュ情報の充実化	H28年度より実施 H29年度出水期～								

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

資料 2

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		②気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	F、H、I					・ H29年5月 気象庁HPと防災情報提供システムに危険度を色分けした時系列や警報級の可能性について提供を開始 【H29・H30】災害補足の状況と危険度の予想値の検証の実施 ・ R2年5月 「危険度分布」に「（湛水型の内水氾濫）の危険度」の表示の改善 ・ R3年2月 気象庁HPを、見やすい様子リニューアル ・ R3年3月 「危険度分布」分かりやすく視認性に優れる愛称「キキクル」に決定 ・ R3年6月17日線状降水帯発生情報（赤楕円表示）の提供開始	引き続き実施						
								・ R4年6月1日線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの開始 ・ R4年6月 キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 ・ R5年2月16日：洪水キキクルと水害リスクラインの一本表示の開始 ・ R5年5月25日：線状降水帯の直前予想（30分前）に基づく「顕著な大雨に関する気象情報（点線楕円表示）」の発表開始 ・ R5年5月23日：気象災害時に発表した防災気象情報などのアーカイブ（キキクル・雨雲の動き）の公開開始							
		③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	D、E、F	・ トップセミナーの開催（H27年度実施） ・ 自治体訓練に参加	引き続き実施	水害対応訓練等への支援	H28年度より実施	訓練シナリオ等の作成支援。訓練結果からの課題及び改善策の提案等	H28年度より実施	ロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練	H28年度から検討	ロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練	H28年度から検討	指定避難所運営訓練を実施	R2年度から実施
				・ 引き続き情報の提供など市町を支援 ・ H31年度以降水害対応訓練の際にタイムラインの確認を行う	引き続き実施	・ 水害対応訓練等について情報の提供など引き続き支援を行う	引き続き実施	・ 情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・ 水害対応訓練の際にタイムラインの確認を行う	引き続き実施	・ H29年度より水害対応訓練の際にタイムラインの確認を行う	引き続き実施	・ 黒部川に対する浸水想定区域がごく一部のため、タイムラインが未作成（舟川等は作成済） ・ 富山県の浸水想定区域見直しにあわせて、タイムラインを作成した後に取組む	引き続き実施

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

資料 2

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町		
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
		④「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	D、F、K	災害・避難カードに必要な情報の提供・支援	H28年度より実施	災害・避難カードに必要な情報の提供	H29年度より実施			災害・避難カードの作成及び全戸配布	H28年度から検討	災害・避難カードの作成及び全戸配布	H28年度から検討・実施	災害・避難カードの作成及び全戸配布	H28年度から検討	
				・H28年度 入善町蛇沢地区（1/19,2/26）、黒部市若栗地区（2/18）で災害・避難カードを作るためのワークショップを開催 今後も対象地区を拡大 ・H29年7月に黒部市若栗地区にて2回目の防災教育（ワークショップ）を実施 ・引き続き情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・入善町蛇沢地区での災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加 ・引き続き支援を行う	引き続き実施			・H28年度に黒部市前沢地区で防災・福祉マップを作成し防災意識の啓蒙を図った ・H28年度に黒部市若栗地区で災害・避難カード作成時に防災教育を実施 ・H29年7月に黒部市若栗地区にて2回目の防災教育（ワークショップ）を実施 ・今後も災害・避難カード作成について対象地区を拡大しながら、防災教育のさらなる拡大を図る	H29年度より実施	・H28年度に入善町蛇沢地区で災害・避難カード作成時に防災教育を実施 ・今後も災害・避難カード作成について対象地区を拡大しながら、防災教育のさらなる拡大を図る	引き続き実施	・災害避難カードの作成を検討	引き続き実施	
		⑤住民一人一人の避難計画・情報マップの作成（マイタイムライン等の作成）	D、F、K					・R1年「防災気象情報と警戒レベルとの対応」をHPで公開 ・R2年度にeラーニング「大雨の時にどう逃げる」をHPで公開	引き続き実施	ハザードマップにてマイタイムライン作成欄を記載。	R2年度より実施	マイタイムラインの作成促進	R2年度より実施	防災ハンドブックにマイタイムラインの掲載	実施済	
										ハザードマップ説明会にて、マイタイムライン作成を促す。	R2年度より実施					
	(2)－1)－3 防災教育や防災知識の普及															
		①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	H、I、J、K	・問い合わせ窓口の設置	H28年度より実施	・問い合わせ窓口の設置及び対応へのサポート	H28年度より実施			・問い合わせ窓口の設置	H28年度より実施	・問い合わせ窓口の設置	H28年度より実施	・問い合わせ窓口の設置	H28年度より実施	
・問合せ窓口を設置済み ・引き続き情報の提供など市町を支援				引き続き実施	・県HPに問い合わせ窓口を設置済み ・問い合わせ窓口への対応サポートを引き続き実施	引き続き実施			・問合せ窓口を設置済み		・問合せ窓口を設置済み		・問合せ窓口を設置済み			

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

資料 2

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		②出前講座を活用するなど水防災に関する講習会の開催	H、I、 J、K	市町の要請により、積極的な出前講座等	引き続き実施	出前講座等を活用した積極的な啓発	引き続き実施	関係機関と連携し、効果的な対応を検討	引き続き実施	要請により、積極的な出前講座等	H28年度より実施	要請により、積極的な出前講座等	H28年度より実施	要請により、積極的な出前講座等	H28年度より実施
				・H28 入善町蛇沢地区、黒部市若栗地区で実施 ・引き続き情報の提供など市町を支援 ・R5. 7黒部市浦山地区で実施	引き続き実施	・H28年11月に入善町内の住民約30名を対象に舟川ダムの役割について説明会を実施 ・平成31年3月に介護保険施設等に対する合同説明会で水害への備えについて説明 ・引き続き出前講座等を活用した啓発活動を実施	引き続き実施	・H29年2～3月 要配慮者利用施設管理者へ気象台から発表する防災気象情報等の資料作成及び説明 ・H29年5月 新川会場にて、要配慮者施設管理者向けの説明会実施 ・出前講座等（夏季広報活動、防災気象講演会、気象防災ワークショップ含む）を活用した啓発活動の実施	引き続き実施	・引き続き、要望に応じて出前講座等を実施	引き続き実施	・H28年度に入善町蛇沢地区で災害・避難カード作成時に防災教育を実施 ・地区の要請に応じて、積極的な出前講座等を実施	引き続き実施	・要請に応じて出前講座等を実施 ・小学校2校の児童を対象に防災検定の実施	引き続き実施
		③小中学校等における水災害教育	H、I、 J、K	市町の要請により、積極的な出前講座等	引き続き実施	出前講座等を活用した積極的な啓発	引き続き実施	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	学校担当課と調整	H28年度から検討	学校担当課と連携し、水災害教育を実施	引き続き実施	学校担当課と調整	H28年度から検討
				・黒部市立たかせ小学校において、「たかせ小学校防災教育年間指導計画（案）」を作成、黒部河川事務所からの協力支援について意見交換を実施 ・小学校で使用している教材に、「水害・土砂災害」の頁を新規に追加してもらったための支援を実施（黒部市教育センター作成平成31年度版） ・引き続き情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・引き続き出前講座等を活用した啓発活動を実施	引き続き実施	・H28年6月8日富山県教育会にて出前講座（気象全般）を実施 ・「危険度分布の活用」等の防災情報に関するリーフレットを出前講座等で配布 ・引き続き要請に応じて取り組む ・R2年5月気象庁HPに動画教材「大雨のときにどう逃げる？」（eラーニング）の提供を開始	引き続き実施	・ハザードマップを配布。 ・学校の要請があれば、出前講座等を実施	引き続き実施			・要請があれば出前講座等を実施	引き続き実施
		④効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布	H、I、 J、K	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	引き続き実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等（協議会で作成）	H28年度より実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	引き続き実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度より実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度より実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度より実施
				・引き続き情報の提供など市町を支援	引き続き実施	・県HPに協議会HPへのリンク貼り付け	引き続き実施			・総合防災マップ2017を作成し、全世帯に配布	引き続き実施	・入善町消防防災センターにおいて水災害をテーマとしたパネル展示等の啓発活動の実施 ・より効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知する為の啓発資料の作成が必要。 ・上記啓発資料の作成 ・R1年度末に防災マップを作成し、全世帯に配布	引き続き実施	・富山県の浸水想定区域見直し後、町の洪水ハザードマップも見直すので、完了後全世帯に配布し、町HPにも掲載 ・町HPに協議会HPへのリンクを掲載	引き続き実施

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料 2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和6年3月31日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		⑤共助の仕組みの強化	A、K							・各地区の自主防災訓練にて自主防災組織の役割を確認 ・地区防災計画の作成を促す	引き続き実施	・自主防災組織の結成促進 ・活動費の補助	引き続き実施	自主防災組織が行う安否確認等の訓練に対する補助金の交付	引き続き実施
(2) ソフト対策の主な取組 2) 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取組															
		(2)－2)－1 より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化													
		①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び水防団同士の連絡体制の確保	L、M	水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同での情報伝達訓練	引き続き実施	情報伝達訓練	引き続き実施	情報伝達訓練等の支援	引き続き実施	通信体制を見直し、必要な設備の配置	引き続き検討	・無線やメールなどを活用し、情報伝達手段を確保 ・連絡体制を確保	引き続き実施	・無線やメールなどを活用し、情報伝達手段を確保 ・連絡体制を確保	引き続き実施
				・洪水予警報等作成システムにより各市町及び消防団へ水防警報をメール配信し、情報の二重化を図る ・洪水対応演習等で確認	引き続き実施	・H29.5.12に情報伝達訓練を実施 ・引き続き情報伝達訓練を実施	引き続き実施	・水防連絡会での確認及び洪水対応伝達演習等を実施 ・H29年5月、H30年4月に対向演習・伝達演習を実施 ・毎年出水期前に実施	引き続き実施		引き続き実施	・全団員に対して、メールによる連絡体制を構築済 ・防災訓練時に合せて伝達訓練の実施を検討	引き続き実施	・防災訓練時にあわせて伝達訓練等の実施を検討 ・水防災意識社会の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	引き続き実施
		②水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	N、O、P	重要水防箇所等の共同点検	引き続き実施	毎年、黒部河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加	引き続き実施	共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる	引き続き実施	毎年、黒部河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加	引き続き実施	毎年、黒部河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加	引き続き実施	毎年、黒部河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加	引き続き実施
				・毎年出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	・引き続き共同点検に参加	引き続き実施	・H29年6月 河川巡視に参加 ・今後も水防団および水防管理者と連携し水防活動を支援	引き続き実施	・引き続き共同点検に参加	引き続き実施	・引き続き共同点検に参加	引き続き実施	・引き続き共同点検に参加	引き続き実施
		③関係機関が連携した実働水防訓練	N、O、P	水防連絡会が行う訓練への参加	引き続き実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等	引き続き実施	水防連絡会が行う訓練への参加及び支援	引き続き実施	毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働型訓練への転換	引き続き実施	水防連絡会が行う訓練への参加・支援	引き続き実施	水防連絡会が行う訓練への参加・支援	引き続き実施
				・今後も関係機関と連携して水防工法研修会を実施	引き続き実施	・県総合防災訓練等において、水防実動訓練等への参加や支援を引き続き実施	引き続き実施	・毎年、水防連絡会が行なう訓練への参加・支援	引き続き実施	・毎年、水防連絡会が行なう訓練への参加・支援	引き続き実施	・毎年、水防連絡会が行なう訓練への参加・支援	引き続き実施	水防連絡会が行なう訓練への参加・支援	引き続き実施

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

資料 2

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		④水防活動の担い手となる水防団及び水防協力団体の募集・指定の促進	N、O、P							災害協定の締結と併せて、水防団員の募集を推進	引き続き実施	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員を募集	引き続き実施	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員を募集	引き続き実施
										・「消防団応援の店事業」をH28年度より実施し、地域の安全安心のために活動する消防団員に対して、町全体で応援する体制づくりを進め、応援する店と消防団のイメージアップや、消防団員の士気高揚と、新規入団者の確保を図っている ・水防団員（消防団員）の入団促進について自治体間で意見交換を実施	引き続き実施	・「消防団応援の店事業」をH28年度より実施し、地域の安全安心のために活動する消防団員に対して、町全体で応援する体制づくりを進め、応援する店と消防団のイメージアップや、消防団員の士気高揚と、新規入団者の確保を図っている ・水防団員（消防団員）の入団促進について自治体間で意見交換を実施	引き続き実施	・「消防団応援の店事業」をH28年度より実施し、地域の安全安心のために活動する消防団員に対して、町全体で応援する体制づくりを進め、応援する店と消防団のイメージアップや、消防団員の士気高揚と、新規入団者の確保を図っている ・水防団員（消防団員）の入団促進について自治体間で意見交換を実施	引き続き実施
	⑤国・県・自治体職員を対象に水防技術講習会の開催	N、O、P	水防技術講習会への参加	引き続き実施	水防技術講習会への参加	引き続き実施	水防技術講習会への参加	引き続き実施	水防技術講習会への参加	引き続き実施	水防技術講習会への参加	引き続き実施	水防技術講習会への参加	引き続き実施	
			・水防技術基礎講座への参加要請	引き続き実施	・水防技術講習会への参加	引き続き実施			・水防技術講習会への参加	引き続き実施	・土のう作り等、関係課を対象に講習を実施し、知識の共有を図る ・水防技術講習会への参加	引き続き実施	・水防技術講習会への参加	引き続き実施	
		⑥地域の事業者による水防支援体制の検討・構築	T	地域の事業者を組み込んだ水防支援体制	H28年度から検討					地域の事業者を組み込んだ水防支援体制	H28年度から検討	地域の事業者を組み込んだ水防支援体制	H28年度から検討	地域の事業者を組み込んだ水防支援体制	H28年度から検討
				・R5年度に黒部河川事務所が建設業者との災害応急対策協定を締結。（R5・R6の2ヶ年）	引き続き実施					・建設業者との協定の締結	引き続き実施	・建設業者との協定の締結を検討	引き続き実施	・実施を検討	引き続き実施
	⑦大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	T	大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言	H28年度より実施	作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度より実施			大規模工場における浸水防止計画の作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置	H28年度から検討	大規模工場における浸水防止計画の作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置を要請	H28年度から検討			
			・浸水想定区域内にある大規模工場等に対し、想定最大氾濫について説明を実施 ・引き続き情報提供などを実施	引き続き実施	・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間等）を公表 【H31. 3. 29】黒瀬川、高橋川、吉田川 【R1. 6. 14】小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供など市町を支援 ・【R4. 3～】中小河川浸水想定区域図作成に向けた基礎調査に着手（黒部川水系対象25河川） ・【R5】検討委員会による審査	引き続き実施					・地域防災計画に位置づける対象となる大規模工場等について条例に規定することを検討	引き続き実施			

【黒部川】減災目標を達成するための各機関の取組（案）

上段：取組内容 下段：実施内容、現状、課題等

資料 2

令和6年3月31日現在

減災のための取組項目				黒部河川		富山県		富山地方気象台		黒部市		入善町		朝日町	
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
(2) ソフト対策の主な取組 3) 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取組															
(2)－3)－1 救援・救助活動の効率化に関する取組															
	①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討	U、V	・広域支援拠点等の検討支援 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討、支援	H29年度から検討	検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度より実施			広域支援拠点等の配置等	H28年度から検討	広域支援拠点等の配置等	H28年度から検討	広域支援拠点等の配置等	H28年度から検討	
			・引き続き情報提供などを実施	引き続き実施	・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間等）を公表 【H31.3.29】黒瀬川、高橋川、吉田川 【R1.6.14】小川、山合川、舟川 ・引き続き情報の提供など市町を支援 ・【R4.3～】中小河川浸水想定区域図作成に向けた基礎調査に着手(黒部川水系対象25河川) ・【R5】検討委員会による審査	引き続き実施			・広域支援拠点の配置を検討	引き続き実施	・広域支援拠点の配置を検討	引き続き実施	・広域支援拠点等の配置等を検討	引き続き実施	
	(2)－3)－2 排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施														
	①浸水想定区域の情報共有、排水手法等の検討の上、大規模水害を想定した排水計画（案）の作成	U、V	排水ポンプ車の設置個所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成	H28年度から検討	排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き検討			排水ポンプの設置個所の選定まで行った排水計画（案）の作成	H28年度から検討	排水ポンプの設置個所の選定まで行った排水計画（案）の作成	H28年度から検討	排水ポンプの設置個所の選定まで行った排水計画（案）の作成	H28年度から検討	
			・H29年度既存排水施設及び地形を考慮した排水ブロック、排水箇所の検討を実施済 ・関係機関と調整し、排水計画（案）を作成	引き続き実施	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討を引き続き実施	引き続き実施									
	②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等の整備	U、V	毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有	引き続き実施	連絡体制の確認	引き続き実施			排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認	引き続き実施	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認	引き続き実施	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認	引き続き実施	
			・H29年度既存排水施設及び地形を考慮した排水ブロック、排水箇所の検討を実施済 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き実施	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き実施			排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き実施	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き実施	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き実施	
	③排水計画（案）に基づく排水訓練	U、V	実践的な操作訓練や排水計画（案）に基づく排水訓練	H28年度から検討	水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から検討			水防訓練と同様に各自治体持ち回りで訓練	H28年度から検討	水防訓練と同様に各自治体持ち回りで訓練	H28年度から検討	水防訓練と同様に各自治体持ち回りで訓練	H28年度から検討	
			・排水計画を踏まえた情報伝達訓練を実施	引き続き実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施							・水防訓練と同様に各自治体持ち回りなどを検討		

マイタイムラインの作成支援

黒部川流域治水プロジェクトの取組

- 黒部市 浦山自治振興会「防災研修会」（令和5年7月15日（土）10:00～11:30 開催）
 内 容：『「黒部川の防災について」～マイタイムラインの活用～』
 と題して、浦山自治振興会理事・防災士・地区リーダーに対して防災の研修会を実施
 （参加者：33名 （武隈 黒部市長も参加））

＜主な内容＞

- ◆黒部川でおきた災害
- ◆黒部川の対応（ハード整備）の概要
- ◆マイタイムラインの作成支援
 - ・ハザードマップの読み取り方
 - ・気象情報、河川の状況、浸水エリア・時間の情報入手方法例
 - ・土砂災害についての基礎知識
 - ・マイタイムラインの記録（作成）
 - ・災害発生への備え、心構え

＜工夫した点＞

- ・ ・ ・ ・ ・ 被災当時の映像も放映
- ・ ・ ・ ・ ・ お住まいの地域のハザードマップを用いて説明
- ・ ・ ・ ・ ・ スマホ、パソコンの対象サイトの画面も映して、実際に操作しながら説明
- ・ ・ ・ ・ ・ 洪水のほか、土砂災害についても説明
- ・ ・ ・ ・ ・ ご家族の方と一緒に確かめることを強調



研修会状況



スマホを用いた説明状況

県管理河川の減災に係る取組方針 (案)

(境川、笹川、木流川、小川、舟川、山合川、
吉田川、高橋川及び黒瀬川)

令和 6 年 月 日

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 3
3. 本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等	P. 4
4. 減災のための目標	P. 8
5. 現状と課題	P. 9
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 13
7. フォローアップ	P. 16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成 29 年 6 月(平成 29 年 12 月修正)に公表された国土交通省『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、県管理河川においても河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、「黒部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(平成 28 年 5 月設立)に県管理河川を対象として盛り込み、名称も「黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「本協議会」という。)と改めることを、平成 29 年 6 月 2 日に開催した第 3 回協議会において決定しました。

その後、令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ、二級水系についても「流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年度から設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化しました。

このことから、本協議会では、避難計画・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することになりました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。また、水防法の改正に伴い法定協議会としてこれまで以上に効力が大きくなっています。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参 加 機 関	構 成 員
黒部市	市 長
入善町	町 長
朝日町	町 長
新川地域消防組合 新川地域消防本部	消 防 長
富山県 新川土木センター 入善土木事務所	所 長
富山県 新川農林振興センター	所 長
富山県 土木部 河川課	課 長
富山県 土木部 砂防課	課 長
富山地方気象台	台 長
北陸地方整備局 黒部河川事務所	事務所長
＜オブザーバー＞	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 黒部川水力センター	
北陸電力株式会社 新川水力センター	
あいの風とやま鉄道株式会社	

3. 本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等

(1) 主な特徴

① 境川

境川は、富山県と新潟県の県境に位置し、標高 1 5 9 3 m の犬ヶ岳にその源を発し、支溪、支川を合流しながら北流し、朝日町境地先で富山湾に注いでいる。

その流域のほとんどが山地で占められており、河床勾配は $1/6 \sim 1/70$ と非常に急峻で、県内でも屈指の急流河川であり、また、深い谷底地形を呈して中流部の一部に集落が存在する。

② 笹川

笹川は、標高 1, 0 4 3 m の黒菱山にその源を発し、途中、七重谷川、大溝谷川等の支川と合流しながら北アルプスの山間地を流下後、朝日町笹川地先の集落を貫流し、その後朝日町元屋敷地先で富山湾に注いでいる。

笹川はその流域のほとんどが山地で占められており河床勾配は $1/3 \sim 1/60$ と非常に急峻であるが、中流部は比較的なだらかな丘陵地を流下していることから谷幅が広く、河川沿いの谷底平野には集落が形成されている。

③ 木流川

木流川は、朝日町竹ノ内地内の標高 3 4 2 m の丘陵地にその源を発し、途中渓流水を集水しながら、木流川を形成し、朝日町南保地内の田園地帯を流下後、泊市街地を北流し、朝日町泊新地先で富山湾に注いでいる。

あいの風とやま鉄道より下流は市街地を呈しているが、上流部は水田で占められている。

④ 小川

小川は、定倉山（標高 1, 4 0 6 m）から一気に日本海へ流下する急流河川である。

小川流域のほとんどが山地であり、下流は水田や集落が分布する平地である。

⑤ 舟川

小川の支川である舟川は、その源を負釣山（標高 9 6 9 m）に発し、途中の沢を合流しながら流れ小川に合流する。

その流域は黒部川扇状地の東部に位置し、舟見・棚山段丘と呼ばれる隆起扇状地を形成し、砂礫層が厚く堆積しているのが特徴である。流域のほとんどが山地であり、下流は水田や集落が分布する平地である。

⑥ 山合川

小川の支川である山合川は、入善町棚山地先東部の山頂に源を発し、北上しながら途中、左支川道善寺川と合流しながら流れ、小川橋上流で小川と合流する。

⑦ 吉田川

吉田川はその源を富山県黒部市沓掛に発し、黒部市荒俣地先において富山湾に注いでいる。

その流域は黒部市北部地域における社会、経済の基盤をなしている。

⑧ 高橋川

高橋川は、その源を富山県黒部市若栗地域に発し、仁助川等の支川を合わせ、黒部市立野地先において富山湾に注いでいる。その流域は黒部地域における生活基盤をなしている。

⑨ 黒瀬川

黒瀬川水系は、その源を黒部市南部の標高 250m～400m の丘陵地に発し、大谷川、神谷川等の支川を合わせ、黒部市石田地先において富山湾に注ぐ。

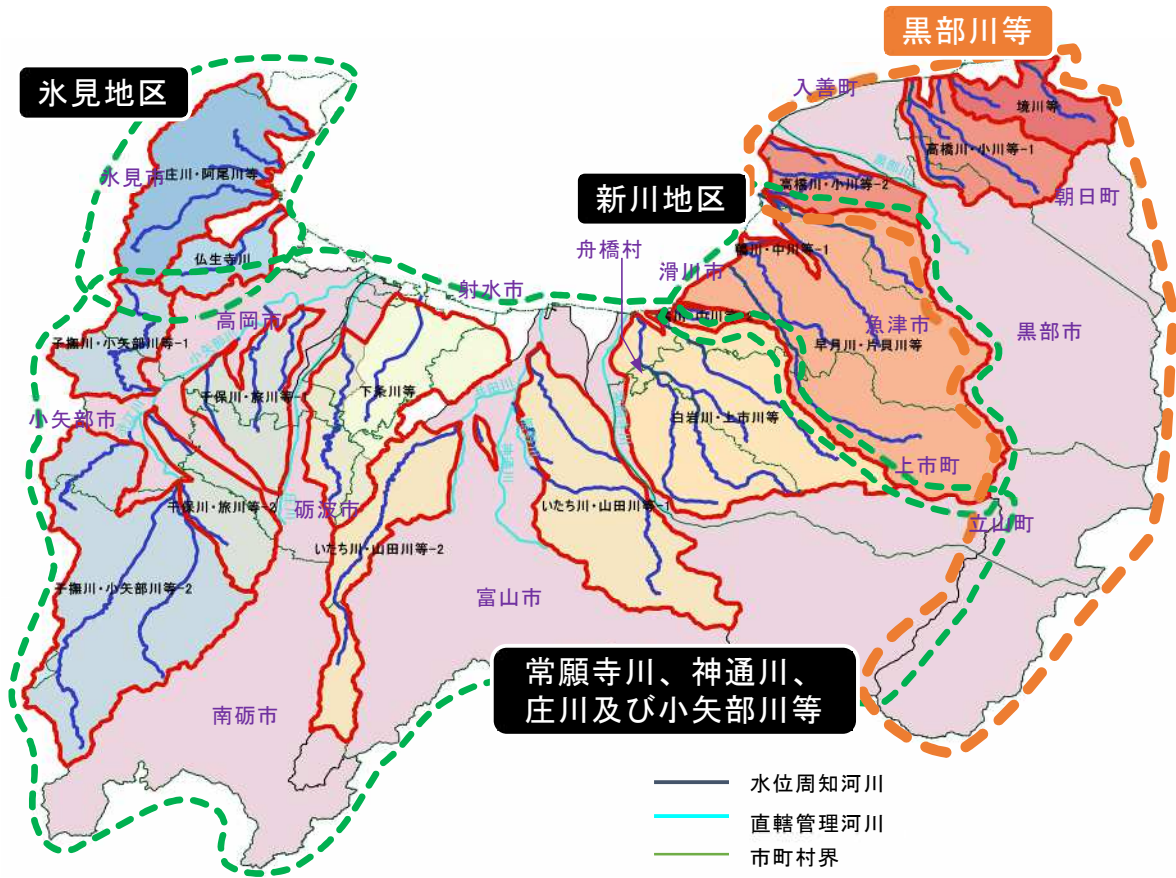
上流域の大半は、水田及び丘陵地となっており、下流域には黒部市街地が形成されている。

中流域から下流域は国道 8 号、北陸自動車道、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道などの交通基盤が整備され、工場や住宅等の集積が進み市街地が形成されている。特に、中流域の国道 8 号沿線では、宅地開発の急激な都市化がみられる。

これらの河川の特性を踏まえ、河川の特性が概ね同じと見なせる河川を一つのグループとして、グループ毎に取り組みを検討する。本協議会地区を流れる 9 河川に対するグループ分けは、以下のとおりとする。

グループ名	所属する河川		グループ選定理由
	水系名	河川名	
境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
	笹川	笹川	
高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
	小川	小川	
		舟川	
		山合川	
	吉田川	吉田川	
	高橋川	高橋川	
	黒瀬川	黒瀬川	

＜参考＞県管理河川のグループ分割（イメージ図）



協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	吉田川	吉田川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		高橋川	高橋川	
		黒瀬川	黒瀬川	
		片貝川	片貝川	
	鴨川・中川等グループ	片貝川	布施川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		早月川	早月川	
氷見地区	仏生寺川グループ	角川	角川	平野部を流下する河川
		鴨川	鴨川	
	上庄川・阿尾川等グループ	中川	中川	谷地形を流下する河川
		沖田川	沖田川	

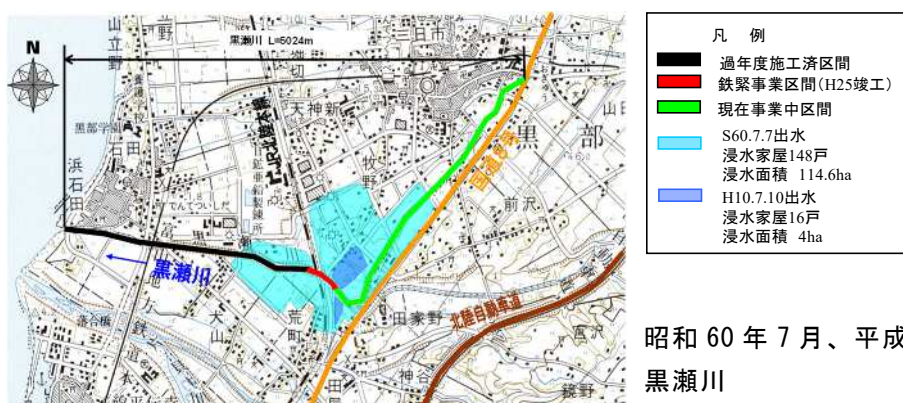
協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川 神通川 小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	栃津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
	下条川等グループ	神通川	山田川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		下条川	下条川	
	千保川・旅川等グループ	和田川	和田川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	千保川	
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
子撫川・小矢部川等グループ		小矢部川	横江宮川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	旅川	
		小矢部川	子撫川	
		小矢部川	澁江川	

(2) 近年の災害発生状況と河川改修の状況

① 近年の災害発生状況

本協議会地区においては、以下に挙げる浸水被害が過去に発生している。

河川名	発生年月	発生要因	被害状況・被害発生要因等
山合川等	昭和 60 年 7 月	豪雨及び台風	下流域において、浸水面積 10ha、床下浸水 15 戸の被害が発生
黒瀬川	昭和 60 年 7 月	豪雨及び台風	浸水面積 114.6ha、床上浸水 2 戸、床下浸水 146 戸等の甚大な被害が発生
黒瀬川	平成 10 年 7 月		浸水家屋 16 戸、浸水面積 4ha



② 河川改修の状況（参考事例）

小川の治水事業として、朝日町阿造谷地先に、朝日小川ダムの建設が、昭和 53 年度（1978）から着手され、平成 2 年度（1990）に完成している。

近年では、昭和 60 年 7 月、平成 7 年 7 月及び平成 10 年 7 月に大規模な洪水が発生したが、小川本川はダムによる洪水調節により、大きな被害は発生しなかった。一方、小川支川舟川、山合川では床下浸水、農地の流出等の被害が発生するなど、水系における河川の整備状況はまだ十分な段階に達しておらず、早期の治水安全度の向上が必要である。

黒瀬川の治水事業は、昭和 54 年（1979）から、築堤、掘削等を実施し、現在まで、河口から黒部市荒町地先（あいの風とやま鉄道鉄道橋）までの間の延長約 2.3km の整備を終えている。また、支川大谷川では、大谷ダムが、黒部市古城寺地先に、昭和 63 年度（1988）建設着手し、平成 10 年度（1998）に完成した。

しかしながら、黒瀬川本川における中・上流部の流下能力は未だ小さく、水害が発生した地域についても未改修のままであることから、早期の治水安全度の向上が必要である。特に、中流部は流域の急激な都市化により、雨水の流出が増加しており、洪水に対して危険な状態にさらされる機会が多く、河川の整備状況はまだ十分な段階に達していない。

4. 減災のための目標

本協議会地区において、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は、以下のとおりとした。

【境川等グループ】

■令和7年度までに達成すべき目標

急峻な谷地形を流下し氾濫流の流れが速く、朝日町の集落を流下する氾濫形態となる急流河川特有の地形特性等を踏まえ、境川等での大規模水害に対し、『川や集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で集落を流下する。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、境川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 境川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【高橋川・小川等グループ】

■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、黒部市・入善町・朝日町の市街地・集落に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性等を踏まえ、高橋川・小川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、高橋川・小川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 扇状地河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 高橋川・小川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

5. 現状と課題

減災対策に関する現状と課題は以下のとおりである。

①地域住民の河川特有の洪水の理解に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川特有の洪水の理解		○管理区間における氾濫流による浸水被害の状況、近年の氾濫被害の状況の整理。
	ア	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
	イ	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		○想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図の公表。
		○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報の実施（管理者と気象台の共同）。
		○災害発生のおそれがある場合における、土木センター・事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）の実施。
	ウ	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。
	エ	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難指示等の発令基準		○地域防災計画に具体的な避難指示の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）
	オ	●県管理河川における避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成を進める必要がある。 ●警戒避難体制の強化が求められる。
避難場所・避難経路		○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。
	カ	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路において浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
	キ	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
	ク	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
住民等への 情報伝達の 体制や方法		○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
		○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
		○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。
	ケ	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できない恐れがある。
	コ	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
	サ	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。
	シ	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
	ミ	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報共有サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。
避難誘導体制	ム	●住民の避難行動のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。
		○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	ス	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

③水防に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川水位等 に係る情報 提供		○基準観測所の水位により水防警報を発表している。
		○水防警報を水防団員へFAX等により情報提供している。
		○災害発生のおそれがある場合は、河川管理者及びダム管理者から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。
	セ	●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	ソ	●現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	タ	●急流河川の特長や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

③ 水防に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
河川の巡視 区間		○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。
		○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
		○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。
	チ	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ツ	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
	テ	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材 の整備状況		○事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	ト	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ナ	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	ニ	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である
市・町庁 舎、企業、 病院等の水 害時におけ る対応		○防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。
	ヌ	●地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
排水施設、 排水資機材 の操作・運 用		○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行う。
		○機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
		○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
		○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	ネ	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
	ノ	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
関係機関と連携した施設運用		○農業用排水路の管理が十分でなく、浸水時の排水が機能しない。
		○水田・学校校庭の有効利用が謳われている。
	ハ	●農業用排水路の管理を実施し、豪雨時に適切に排水する必要がある。
	ヒ	●水田・校庭の貯留効果を見込む対策を実施する必要がある。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
既存ダムにおける洪水調節の現状		○洪水調節機能を有するダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
		○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
		○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	フ	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。
	ヘ	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。
	ホ	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。
	マ	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。

6. 令和7年度までに実施する取組

各構成員が取り組む主な内容は次のとおりであり、実施する機関毎の実施内容・時期を「境川等グループ」及び「高橋川・小川等グループ」でそれぞれ整理する。

(1) ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目		課題の対応
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策		
1	浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫・河道掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①）	フ
2	堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	へ、ホ
II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備		
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	タ、チ
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	コ、サ、シ
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	コ、サ、シ
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	ト、ニ、ノ
7	浸透ますの設置、校庭貯留の実施	ヒ
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立	ヒ
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	ハ
10	応急的な退避場所の確保	カ
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	へ、ホ
12	重要インフラの機能確保	カ
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	ホ
14	河川管理の高度化	フ、へ、ホ

(2) ソフト対策の主な取組

各機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・取組機関については、以下のとおりである。

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組		
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	ア, イ
16	小中学校等における水災害教育を実施	ア, イ
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	ア, イ
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	キ
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	ア, イ
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	ア, イ
21	災害リスクの現地表示	エ, オ, カ, ク
22	避難訓練への地域住民の参加促進	ス
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携	サ
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	ス
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	コ, サ, シ, ス

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	ア, イ, ウ
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	カ, キ, ク
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	カ, キ, ク
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	ケ, コ, サ, シ
30	避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	オ, マ
31	中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	ウ, エ
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	ス
33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	カ, キ, ク
34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	カ, キ, ク

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	カ, キ, ク
36	水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施	エ
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ミ, ム
40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ミ, ム
41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	ミ, ム

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	カ, キ, ク, チ
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	セ, ソ, タ, チ
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	テ, ト, ナ
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	ツ, ト, ナ
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	テ
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ニ
Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①）	ヌ
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①）	ス
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①）	サ
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①）	ヌ
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②）	カ, ネ
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③）	ネ, ノ
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③）	ノ
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③）	ノ
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	ネ, ノ, ホ

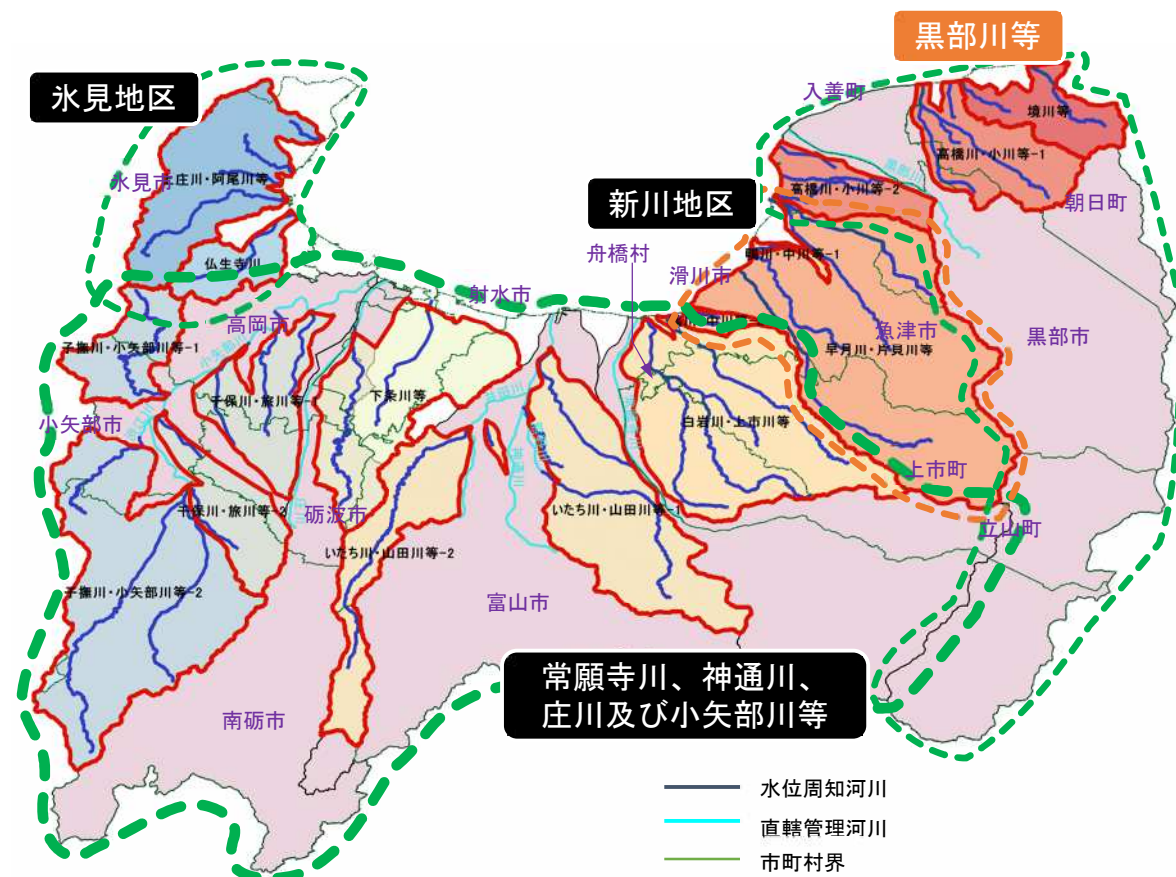
7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

県管理河川の減災に係る取組状況



協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
		木流川	木流川	
	高橋川・小川等グループ	小川	小川	扇状地内を流下する河川
		小川	舟川	
		小川	山合川	
		吉田川	吉田川	
		高橋川	高橋川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	黒瀬川	黒瀬川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する河川
		片貝川	片貝川	
		片貝川	布施川	
		早月川	早月川	
		角川	角川	
	鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
氷見地区	仏生寺川グループ	中川	中川	平野部を流下する河川
		沖田川	沖田川	
	上庄川・阿尾川等グループ	仏生寺川	仏生寺川	谷地形を流下する河川
		上庄川	上庄川	
		余川川	余川川	
		阿尾川	阿尾川	
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川 神通川 庄川 小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	砺津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
		神通川	山田川	
	下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	和田川	
	千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
		小矢部川	横江宮川	
		小矢部川	旅川	
	子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	泣江川	
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	

様式ー 1 R7まで実施する取組

R7まで実施する取組										(黒部)【境川等グループ】		
具体的な事項の柱		富山県				富山地方気象台						
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>					
ハード対策の主な取組												
Ⅰ ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	1 浸透対策、バイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策 (①) 2 堤防天端の保護、裏法尻の補強 (②)	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進	【河道掘削】<入善土木事務所><継> ・境川(朝日町境)V=1, 670m3									
	Ⅱ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計(簡易水位計を含む)、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、校庭貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底 10 応急的な退避場所の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 樋門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化	・危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	・水防警報発令システムの開発導入 (R5から運用開始)<継> ・県HPで危機管理型水位計のリアルタイムデータが閲覧できるように改修<完>	・通常型水位計の計器異常の監視・把握 3箇所<継>							
ソフト対策の主な取組												
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組												
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水災害教育を実施 17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの現地表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・6/1 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表<継> ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載(富山新聞)<毎> ・8～12月 流域治水関連法にかかる市町村との勉強会<継> ・3/23 国の流域治水プロジェクト協議会に参加<継> ・NHK富山等と共同で水害啓発ポスターの作成<完>	・6/5 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有<継> ・11/29 黒部川流域治水協議会担当者会議に参加<継> ・3/22 黒部川流域治水協議会に参加<継>	・防災士会や教育委員会等と連携し、避難訓練など支援 ・防災訓練や出前講座を活用した普及啓発 ・ホームページを利用した普及啓発	・夏季広報活動「気象台へ行こう2022」をWEB上で実施し、業務紹介およびキキクル等防災気象情報の解説資料を掲載。<毎> ・防災気象講演会を実施<継> ・防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施<継> ・防災訓練への参加 富山県・小矢部市・魚津市・朝日町・立山町・射水市<継> ・洪水キキクルと水害リスクラインを気象庁ホームページ上で一体的に表示<完>	・出前講座の実施 <毎> ・広報活動「気象台へ行こう2023」を対面形式で開催(7月26日)し、気象庁業務やキキクルなど防災気象情報を紹介<毎> ・防災気象講演会開催(11月16日富山県と共催)<毎> ・富山県並びに県内自治体防災訓練に参加<毎> ・気象防災ワークショップの開催 <完>					
	②迅速かつ確実な避難行動のための取組											
Ⅳ 情報伝達・避難計画等に関する取組	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定(広域的な避難計画等も反映) 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知(ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など) 29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実(水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報)、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供(ホットライン)及び報道機関への情報提供(Lアラート)の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 37 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 38 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 39 防災施設の機能に関する情報提供の充実 40 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援。 ・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<継> ・6/9 防災連絡会に参加<毎> ・8/2 メディア説明会に参加<毎> ・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<継> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<継> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<継>	【中小河川浸水想定区域図】<継> ・対象河川の選定、解析手法の検討を実施 ・7/13、1/12 学識経験者等による検討委員会を実施 ・7/10 防災連絡会に参加<毎> ・8/30 メディア説明会に参加<毎> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<継> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<継> ・11/20、2/7、3/22 ダム等に関する情報提供のあり方検討会の開催<継>	・防災気象情報の高度化 ・気象に関する説明会の開催	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ<継> ・キキクル「黒」の新設と「うす紫」「濃い紫」の統合<完> ・大雨特別警報(浸水害)の指標の改善<継> ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表<完> ・大雨・洪水警報等基準値見直し<毎> ・大雨や台風に関する説明会の開催<継>	・線状降水帯の直前予想(30分前)に基づき「顕著な大雨に関する気象情報(点線情報表示)」の発表<完> ・流域平均雨量事例調査 <継> ・富山県主催「ダム等の情報提供に関するあり方検討会」参加<完> ・自治体向けに大雨・洪水注意報・警報基準値見直しに関するWeb説明会を実施<完> ①小矢部川に複合基準を設定(湛水型内水氾濫対策) ②全ての洪水予報河川の洪水予報区間の境界付近において、洪水キキクルの危険度が周辺より低く表示される状況を改善(令和6年度出水期以降) ③大雨特別警報(浸水害)の基準値見直し(流路変更など含む)					
	③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組											
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	42 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 46 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・4/26 洪水対応演習に参加<毎> ・5/25 河川合同パトロールにより重要水防箇所、水防資材を確認(朝日町・河川課・入善土木)<毎>	・5/12 洪水対応演習に参加<毎> ・5/30 河川合同パトロールにより重要水防箇所、水防資材を確認(朝日町・河川課・入善土木)<毎>	・伝達訓練や合同巡視への参加・支援	・出水期前に黒部河川事務所と合同で洪水対応演習を実施<毎> ・黒部川合同河川巡視に参加<毎> ・水防工法研修会に参加<継> ・高波対応演習に参加<毎> ・下新川海岸現地視察会に参加<毎>	・黒部河川国道事務所合同河川巡視、下新川海岸現地視察会に参加<毎>					
	Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施	48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築 (①) 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施 (①) 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 (①) 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組 (①) 52 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施 (②) 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を検討・作成 (③) 54 地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施 (③) 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備 (③) 56 排水計画(案)に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施 (③)	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<継> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継> ・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)<継>	・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)<継>	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成に対する助言	・避難計画への助言<継>					

様式ー 1 R7まで実施する取組

R7まで実施する取組		（黒部）【境川等グループ】		
具体的な事項の柱		朝日町		
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>
ハード対策の主な取組				
Ⅰ ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	1～2			
Ⅱ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	3～14	水防団員の安全を確保するための資機材の充実 ・新技術に関する情報を収集 ・防災行政無線のデジタル化（防災ラジオ、戸別受信機含む） ・非常用発電装置の防水対策 ・農業用排水路に設置されている水門管理及び連絡体制の確立（水門管理者の調査）	防災行政無線のデジタル化（R2整備完、R3運用開始）※防災ラジオ、戸別受信機は未対応 ・非常用発電装置の防水対策（実施済）	
ソフト対策の主な取組				
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組				
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	15～25	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 小中学校等における水災害教育を実施 出前講座等を活用し、水防災に関する説明会を開催 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 災害リスクの現地表示 避難訓練への地域住民の参加促進 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 小中学校等における出前講座等を活用した啓発の積極的な実施 「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 災害・避難カードの作成及び全戸配布 まるごとまちごとハザードマップの整備 自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、県と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援 マイタイムライン作成に向けた町民への周知呼びかけ等を行う 問い合わせ窓口の設置、相談窓口をHPに掲載 河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加 水災害に関する問い合わせ窓口の設置	水害に関する副教材の作成・配布（R4.4洪水ハザードマップ及び防災ハンドブック配付） 小中学校等における出前講座等（継） R4.10さみさと小学校5年生 R5.2あさひ野小学校2年生 ・自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援（継）（R4.6自主防災組織実施） マイタイムライン作成に向けた町民への周知 R4.8宮崎地区、R4.10笹川地区、上町町内 水災害に関する問い合わせ窓口設置、相談窓口HPに掲載（H28～）
②迅速かつ確実な避難行動のための取組				
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組	26～41	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映） 新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など） リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善 中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予想した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）及び報道機関への情報提供（Lアラート）の実施 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 防災施設の機能に関する情報提供の充実 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	県が公表している浸水想定区域図を反映させた洪水ハザードマップを作成（見直し）・公表 防災ハンドブック（マイタイムライン作成シート掲載）を配布 黒部河川事務所、県、関係市町と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を検討・策定 プッシュ型の避難指示等の情報発信（朝日町防災情報アプリ）（R3.4運用開始、R4.12アップデート） Yahoo との災害協定を締結（H26.1完） 対象要配慮者利用施設なし（R3.4.1時点）6施設のうち5施設で避難確保計画作成済み 避難確保計画作成対象 6施設中6施設作成（R5.1.1施設策満済）	洪水ハザードマップを作成（見直し）・公表（R4.4見直し） 防災ハンドブック（R4.4全戸配布） プッシュ型の避難指示等の情報発信（朝日町防災情報アプリ）（R3.4運用開始、R4.12アップデート） Yahoo との災害協定を締結（H26.1完） 対象要配慮者利用施設なし（R3.4.1時点）6施設のうち5施設で避難確保計画作成済み 避難確保計画作成対象 6施設中6施設作成（R5.1.1施設策満済）
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組				
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	42～47	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 水防活動の担い手となる水防団員、水防協力団体の募集・指定を促進 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練 消防団が水防団を兼ねているため、消防団員を募集 水防連絡会が行う訓練への参加・支援 県総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施 水防工法研修会等に参加	避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練（継） R4.5災害対策本部運営訓練 R4.8朝日町総合防災訓練 情報伝達訓練を実施 洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 H31.4.26、R2.4.21、R3.4.20、R4.4.26 黒部川（国、県、関係市町） 重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.21、R1.5.29、R2.5.22、R4.5.25、R3年度は実施見送り（県・町合同）
Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	48～56	地域の実業者による水防支援体制の検討・構築（①） 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①） 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①） 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①） 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②） 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③） 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③） 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③） 排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成を行うとする際の支援 広域支援拠点等の配置等	避難確保計画作成対象 6施設中6施設作成（R5.1.1施設策満済）
避難確保計画作成対象 7施設中7施設作成（R6.3.1施設作成済）				

様式ー１ R7まで実施する取組

具体的な事項の柱		富山県			富山地方気象台		
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>
ハード対策の主な取組							
I	①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策						
1～2	1 浸透対策、バイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、農地の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①） 2 堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進	【河道掘削】<入善土木事務所><継> ・寺川（朝日町荒川外）V=260m3 ・小川（朝日町月山）V=1,800m3 ・小川（入善町吉黒部）V=3,000m3 【樹木伐採】<入善土木事務所><継> ・小川（朝日町草野）V=2,700m3 ・小川（朝日町蛭谷）A=20,900m2 ・小川（朝日町南保外）A=15,000m2 ・小川（朝日町蛭谷）A=15,000m2 【ダム】<継> ・ダム通知の適切な運用<継> ・堰堤改良の実施（大谷ダム）<継> ・堆砂測量の実施（朝日小川ダム、舟川ダム、大谷ダム）<継>	【河道掘削】<入善土木事務所><継> ・寺川（朝日町平柳）V=360m3 ・小川（入善町古黒部）V=2,000m3 ・小川（朝日町蛭谷）V=17,300m3 ・小川（朝日町草野）V=2,700m3 【樹木伐採】<入善土木事務所><継> ・小川（朝日町蛭谷）A=15,300m2 ・小川（朝日町南保外）A=9,600m2 ・舟川（入善町舟見）A=7,000m2 【ダム】<継> ・ダム通知の適切な運用<継> ・堰堤改良の実施（大谷ダム）<継> ・堆砂測量の実施（朝日小川ダム、舟川ダム、大谷ダム）<継>			
II	避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	・危機管理型水位計の計器異常の監視・把握 1箇所<継> ・水防警報発令システムの開発導入（R5から運用開始）<継> ・県HPで危機管理型水位計のリアルタイムデータが閲覧できるように改修<完>	・通常型水位計の計器異常の監視・把握 1箇所<継> ・危機管理型水位計の計器異常の監視・把握 2箇所<継>			
3～14	3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、校庭貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底 10 応急的な避難場所の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 橋門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化						
ソフト対策の主な取組							
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組							
III	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・6/1 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表<継> ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）<毎> ・8～12月 流域治水関連法にかかる市町村との勉強会<継> ・3/15 流域治水プロジェクト協議会を開催<継> ・3/23 国の流域治水プロジェクト協議会に参加<継> ・NHK富山等と共同で水害啓発ポスターの作成<完>	・6/5 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有<継> ・11/29 黒部川流域治水協議会担当者会議に参加<継> ・3/22 黒部川流域治水協議会に参加<継>	・防災士会や教育委員会等と連携し、避難訓練など支援し、業務紹介およびキキル等防災気象情報の解説資料を掲載。<毎> ・防災訓練や出前講座を活用した普及啓発 ・ホームページを利用した普及啓発	・夏季広報活動「気象台へ行こう2022」をWEB上で実施し、業務紹介およびキキル等防災気象情報の解説資料を掲載。<毎> ・防災気象講演会を実施<継> ・防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施<継> ・防災訓練への参加 富山県・小矢部市・魚津市・朝日町・立山町・射水市<継> ・洪水キキルと水害リスクラインを気象庁ホームページ上で一体的に表示<完>	・出前講座の実施<毎> ・広報活動「気象台へ行こう2023」を対面形式で開催（7月26日）し、気象庁業務やキキルなど防災気象情報を紹介<毎> ・防災気象講演会開催（11月16日富山県と共催）<毎> ・富山県並びに県内自治体防災訓練に参加<毎> ・気象防災ワークショップの開催 <完>
15～25	15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水災害教育を実施 17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの現地表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置						
②迅速かつ確実な避難行動のための取組							
IV	情報伝達、避難計画等に関する取組	・水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援。 ・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<継> ・6/9 防災連絡会に参加<毎> ・8/2 メディア説明会に参加<毎> ・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<継> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<継> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<継>	【中小河川浸水想定区域図】<継> ・対象河川の選定、解析手法の検討を実施 ・7/13、1/12 学識経験者等による検討委員会を実施 ・7/10 防災連絡会に参加<毎> ・8/30 メディア説明会に参加<毎> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<継> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<継> ・11/20、2/7、3/22 ダム等に関する情報提供のあり方検討会の開催<継> 【砂防】<継> ・土砂災害警戒区域の指定及び公表（随時）	・防災気象情報の高度化 ・気象に関する説明会の開催	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ<継> ・キキル「黒」の新設と「うす紫」「濃い紫」の統合<完> ・大雨特別警報（浸水害）の指標の改善<継> ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表<完> ・大雨・洪水警報等基準値見直し<毎> ・大雨や台風に関する説明会の開催<継>	・線状降水帯の直前予想（30分前）に基づく「顕著な大雨に関する気象情報（点線構円表示）」の発表<完> ・流域平均雨量事例調査 <継> ・富山県主催「ダム等の情報提供に関するあり方検討会」参加 <完> ・自治体向けに大雨・洪水注意報・警報基準値見直しに関するWeb説明会を実施<完> ①小矢部川に複合基準を設定（渾水型内水氾濫対策） ②全ての洪水予報河川の洪水予報区域間の境界付近において、洪水キキルの危険度が周辺より低く表示される状況を改善（令和6年度出水期以降） ③大雨特別警報（浸水害）の基準値見直し（流路変更など含む）
26～41	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等への作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映） 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など） 29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相応な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）及び報道機関への情報提供（Lアラート）の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 37 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 38 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 39 防災施設の機能に関する情報提供の充実 40 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実						
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組							
V	水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	・水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・5/25 河川合同パトロールにより重要水防箇所、水防資材を確認（黒部市・朝日町・入善町・河川課・入善土木）<毎> ・6/9国が開催する黒部川合同巡視に参加<毎>	・5/12 洪水対応演習に参加<毎> ・5/30 河川合同パトロールにより重要水防箇所、水防資材を確認（朝日町・河川課・入善土木）<毎> ・6/8国が開催する黒部川合同巡視に参加<毎>	・伝達訓練や合同巡視への参加・支援	・出水期前に黒部河川事務所と合同で洪水対応演習を実施<毎> ・黒部川合同河川巡視に参加<毎> ・水防工法研修会に参加<継> ・高波対応演習に参加<毎> ・下新川海岸現地視察会に参加<毎>	・黒部河川国道事務所合同河川巡視、下新川海岸現地視察会に参加<毎>
42～47	42 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員、水防協力団体の募集・指定を促進 46 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施						
VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施							
48～56	48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①） 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①） 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①） 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①） 52 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②） 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③） 54 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③） 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③） 56 排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<継> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継> ・水害リスク情報の提供（洪水浸水想定区域図のオープンデータ化）<継>	・水害リスク情報の提供（洪水浸水想定区域図のオープンデータ化）<継>	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成に対する助言		・避難計画への助言<継>

様式ー１ R7まで実施する取組

具体的な事項の柱		黒部市			入善町		
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>
ハード対策の主な取組							
I	①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策						
	1 浸透対策、バイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、農堤の維持・保全、航工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①） 2 堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）						
1～2							
II	避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備						
	3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、校庭貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底 10 応急的な退避場所の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 橋門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化	・適切な避難体制を確保するための対策を講じる。 ・防災行政無線（屋外拡声子局）64箇所の設置<完> ・防災行政無線のデジタル化<完>	・防災行政無線（屋外拡声子局）64箇所の設置<完> ・防災行政無線のデジタル化<完>	3 水防資機材の補充・追加等の際には、新技術を活用した水防資機材による配備充実 6 庁舎建て替えに合わせ、非常用発電装置を設置予定（R6.5新庁舎開庁予定） 7 情報を収集し、必要性を検討 8 情報を収集し、必要性を検討 9 連絡体制確立の検討	3 講習会等の随時参加により情報を収集 10洪水ハザードマップに指定避難所等を掲載し、公表	3 講習会等の随時参加により情報を収集 10洪水ハザードマップに指定避難所等を掲載し、公表	
3～14							
ソフト対策の主な取組							
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組							
III	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組						
	15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水災害教育を実施 17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの現地表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・出前講座の実施 6/26 秋生第三自主防災会（46人） ・自主防災組織が行う訓練等の支援<継> 実績 10地区	・出前講座の実施 8団体計285人に対して実施 ・自主防災組織が行う訓練等の支援<継> 実績 10地区	15水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16学校担当課と連携し、水災害教育を実施 20災害・避難カードの作成及び全戸配布 21まるごとまちごとハザードマップの整備 23普及啓発の実施	17出前講座等を実施 18「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加 22自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援 23自主防災組織が実施する訓練費用、資機材購入等費用への助成 24マイタイムラインの作成促進 25問い合わせ窓口の設置	16出前講座等を実施 17出前講座等を実施 18「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加 22自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援 23自主防災組織が実施する訓練費用、資機材購入等費用への助成 24マイタイムラインの作成促進 25問い合わせ窓口の設置
15～25							
②迅速かつ確実な避難行動のための取組							
IV	情報伝達、避難計画等に関する取組						
	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映） 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など） 29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相応な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）及び報道機関への情報提供（Lアラート）の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 37 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 37 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 38 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 39 防災施設の機能に関する情報提供の充実 40 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設85件のうち、70件が作成済み<継>（R5.3月末見込） ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継>	・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設85件のうち、70件が作成済み<継>（R6.3月末見込）	27広域避難の実現性について検討 33家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討 避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認 34県、関係市町と連携し検討 35新たな洪水ハザードマップの策定 黒部河川事務所、県、関係市町と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を検討・策定 広域避難の実現性について検討 38水位周知河川以外の河川における必要性について検討 41施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制等を検討	29避難情報や気象警報を防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）、緊急情報メール、CATV等を通じて情報発信 富山県総合防災情報システムからLアラートを通じ、避難情報等を発信 Yahoo との災害協定を締結 30タイムラインの策定 洪水に対するリスクの高い場所の水防活動手順時間を再確認し、タイムラインを整備 32各施設へ避難計画の作成および訓練の促進を呼びかけ 町内対象施設62施設のうち62施設で避難確保計画を作成済（R5.3末時点）	29避難情報や気象警報を防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）、緊急情報メール、CATV等を通じて情報発信 富山県総合防災情報システムからLアラートを通じ、避難情報等を発信 Yahoo との災害協定を締結 30タイムラインの策定 洪水に対するリスクの高い場所の水防活動手順時間を再確認し、タイムラインを整備 32各施設へ避難計画の作成および訓練の促進を呼びかけ 町内対象施設62施設のうち62施設で避難確保計画を作成済（R6.3末時点）
26～41							
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組							
V	水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組						
	42 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 46 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・4/26 関係機関との情報伝達訓練を実施<毎> ・5/24 県の合同河川巡視を実施<毎> ・6/9 国の河川巡視に参加<毎>	・5/12 関係機関との情報伝達訓練を実施<毎> ・5/30 県の合同河川巡視を実施<毎> ・6/8 国の河川巡視に参加<毎>	42ロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練	42洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 43重要水防箇所等の合同巡視を実施 44水防連絡会が行う訓練への参加・支援 町総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施 45消防団が水防団を兼ねているため、消防団員を募集 46水防技術講習会への参加、支援	42洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 43重要水防箇所等の合同巡視を実施 44水防連絡会が行う訓練への参加・支援 町総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施 45消防団が水防団を兼ねているため、消防団員を募集 46水防技術講習会への参加、支援
42～47							
VI	①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施						
	48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①） 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①） 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①） 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①） 52 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②） 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③） 54 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③） 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③） 56 排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・4/26 関係機関との情報伝達訓練を実施<毎> ・H Pにて要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた作成の手引きの公表および周知<継>	・5/12 関係機関との情報伝達訓練を実施<毎> ・各施設へ避難計画の作成及び訓練の促進を呼びかけ<継>	48地域の事業者を組み込んだ水防支援体制を検討 51大規模工場における浸水防止計画の作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置を要請 52広域支援拠点等の配置等 53排水ポンプの設置箇所の選定まで行った排水計画（案）の作成	49町内対象施設62施設のうち62施設で避難確保計画を作成済（R5.3末時点）	49町内対象施設62施設のうち62施設で避難確保計画を作成済（R6.3末時点）
48～56							

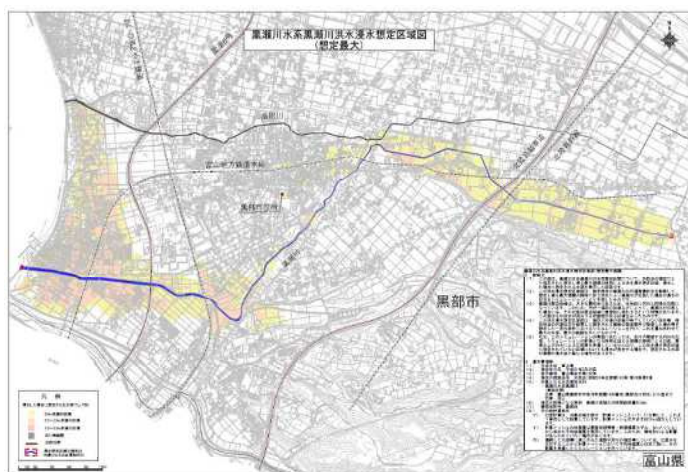
様式ー1 R7まで実施する取組

具体的な事項の柱		朝日町		
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R5実績<進捗>
ハード対策の主な取組				
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	1 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、露堤の維持・保全、線工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①②） 2 堤防先端の保護、裏法民の補強（②）			
	1～2			
II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水堰等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、校庭貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底 10 応急的な退避場所の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 樋門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化	・水防団員の安全を確保するための資機材の充実 ・新技術に関する情報を収集 ・防災行政無線のデジタル化（防災ラジオ、戸別受信機含む） ・非常用発電装置の耐水対策 ・農業用排水路に設置されている水門管理及び連絡体制の確立（水門管理者の調査）	・防災行政無線のデジタル化（R2整備完、R3運用開始）※防災ラジオ、戸別受信機は未対応 ・非常用発電装置の耐水対策（実施済）	
3～14				
ソフト対策の主な取組				
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組				
III 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	16 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 17 小中学校等における水災害教育を実施 18 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 19 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 20 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 21 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 22 災害リスクの現地表示 23 避難訓練への地域住民の参加促進 24 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携 25 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 26 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 ・小中学校等における出前講座等を活用した啓発の積極的実施 ・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 ・自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援（継）（R4:6自主防災組織実施） ・災害・避難カードの作成及び全戸配布 ・まごまごまちとハザードマップの整備 ・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、県と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援 ・マイタイムライン作成に向けた町民への周知呼びかけ等を行う ・問い合わせ窓口の設置、相談窓口をHPに掲載 ・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加 ・水災害に関する問い合わせ窓口の設置	・水害に関する副教材の作成・配布（R4.4洪水ハザードマップ及び防災ハンドブック配付） ・小中学校等における出前講座等（継） R4.10さみさと小学校5年生 R5.2あさひ野小学校2年生 ・自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援（継） ・マイタイムライン作成に向けた町民への周知 R4.8宮崎地区、R4.10笹川地区、上町町内 ・水災害に関する問い合わせ窓口設置、相談窓口HPに掲載（H28～）	・水害に関する副教材の作成・配布（R4.4洪水ハザードマップ及び防災ハンドブック配付） ・小中学校等における出前講座等（継） R5.10あさひ野小学校1年生・4年生 R5.11さみさと小学校5年生 ・自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援（継） R5.8井ノ口町内、R5.11南保越町内 ・マイタイムライン作成に向けた町民への周知 R5.4朝日町食生活改善推進連絡協議会、R5.6西三浦町内、R5.10JA南保地区年金友の会、R5.11高島町内、R6.1子育てサークルなのはな R5.3朝日町図書館 ・水災害に関する問い合わせ窓口設置、相談窓口HPに掲載（H28～）
15～25				
②迅速かつ確実な避難行動のための取組				
IV 情報伝達、避難計画等に関する取組	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等での作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映） 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など） 29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、危険レベルの統一化等による災害情報の充実） 30 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）及び報道機関への情報提供（アラート）の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 37 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 38 気象情報伝達時の「危険度の色分け」や「警戒色の現象」等の改善 39 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 40 防災施設の機能に関する情報提供の充実 41 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 42 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・県が公表している浸水想定区域図を反映させた洪水ハザードマップを作成（見直し）・公表 ・防災ハンドブック（マイタイムライン作成シート掲載）を配布 ・黒部河川事務所、県、関係市町と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を検討・策定 ・プッシュ型の避難指示等の情報発信（朝日町防災情報アプリ）（R3.4運用開始、R4.12アップデート） ・Yahoo との災害協定を締結（H26.1完） ・対象要配慮者利用施設なし（R3.4.1時点）6施設のうち5施設で避難確保計画作成済み ・避難確保計画作成対象 6施設中6施設作成（R5.1.1施設策漏済）	・洪水ハザードマップを作成（見直し）・公表（R4.4見直し） ・防災ハンドブック（R4.4全戸配布） ・プッシュ型の避難指示等の情報発信（朝日町防災情報アプリ）（R3.4運用開始、R4.12アップデート） ・Yahoo との災害協定を締結（H26.1完） ・対象要配慮者利用施設なし（R3.4.1時点）6施設のうち5施設で避難確保計画作成済み ・避難確保計画作成対象 6施設中6施設作成（R5.1.1施設策漏済）	・避難確保計画作成対象 7施設中7施設作成（R6.3.1時点） ※内1施設R5.5策定
26～41				
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組				
V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	42 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員、水防協力団体の募集・指定を促進 46 国・県、自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練 ・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員を募集 ・水防連絡会が行う訓練への参加・支援 ・県総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施 ・水防工法研修会等に参加	・避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練（継） R4.5災害対策本部運営訓練 R4.8朝日町総合防災訓練 ・情報伝達訓練を実施 ・洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 H31.4.26、R2.4.21、R3.4.20、R4.4.26 黒部川（国、県、関係市町） ・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.21、R1.5.29、R2.5.22、R4.5.25、R3年度は実施見送り（県・町合同）	・避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練（継） R5.5災害対策本部運営訓練 R5.8朝日町総合防災訓練 ・洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 R5.5.12 黒部川（国、県、関係市町） ・重要水防箇所等の合同巡視を実施 R5.6.6（県・町合同）
42～47				
VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①②） 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①②） 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①②） 51 大規模工場における避難連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①②） 52 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②） 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③） 54 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③） 55 排水ポンプ7基の出動要請の連絡体制等を整備（③） 56 排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行うおとする際の支援 ・広域支援拠点等の配置等	・避難確保計画作成対象 6施設中6施設作成（R5.1.1施設策漏済）	・避難確保計画作成対象 7施設中7施設作成（R6.3.1施設作成済）
48～56				

2期項目 No	Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組
2期 カテゴリ	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図
2期 内容	水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援
実施主体	富山県

令和3年改正水防法に基づき、人家等防護対象が存する全ての河川について、浸水想定区域図の作成が義務付けられました。黒瀬川水系の県管理河川についても、令和6年度末を目標に洪水浸水想定区域図を作成することを目標に取り組んでいます。

【取組実績】令和4年3月～ 対象河川の選定・解析手法の検討を実施



黒瀬川浸水想定図(想定最大規模)



黒瀬川支流の河川(例:大谷川、神谷川)

1

2期項目 No	Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
2期 カテゴリ	16 小中学校等における水災害教育を実施
2期 内容	小学生への防災教育の実施(出前講座等の活用)
実施主体	富山県

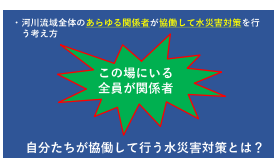
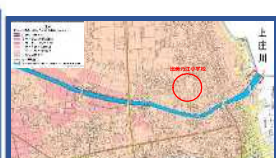
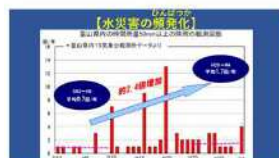
自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要があることから、学校における防災教育の充実を図り、特に「命を守る」という観点に留意し、子ども達に正確な理解を進める。

【取組実績】

- ・令和5年9月29日 氷見市立比美乃江小学校
- ・令和5年10月26日 富山大学附属小学校



上図 左:資料を用いて説明する様子(氷見市立比美乃江小学校)、中央左:現場で説明する様子(氷見市立比美乃江小学校)
中央右:現場で説明する様子(富山大学附属小学校)、右:質疑応答(富山大学附属小学校)



「子ども達に自分たちに何ができるかを自分で考えてほしい」という学校のニーズに合わせて説明スライドを作成・提供した。

2

2期項目 No	Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組
2期 カテゴリ	40 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ほか
2期 内容	「ダム等に関する情報提供のあり方検討会」の設置
実施主体	富山県

＜目的＞

令和5年6月及び7月の記録的な豪雨時におけるダム操作や住民避難の状況を踏まえ、こうした大雨に備えた関係機関への通知や住民への周知のあり方について検討を行い、緊急時の適切な住民避難を実現しようとするもの。

＜検討項目＞

- (1) 平常時からの情報提供として必要な防災情報や防災訓練等
- (2) 緊急時の市町村等への情報提供として必要な情報や伝達のタイミング等
- (3) 緊急時の住民への情報提供に関する報道機関や住民への伝達手段等

＜検討会委員＞

氏 名	所 属・職 名	分 野
座長 手計 太一	中央大学 理工学部 教授	河川工学
北 辰巳	射水市 財務管理部長	地方自治
委員 呉 修一	富山県立大学 工学部 准教授	防災水工学
佐伯 邦夫	NPO法人 富山県防災士会 顧問	防 災
杉田 尚美	立山町 副町長	地方自治
竹橋 春江	富山地方気象台 水害対策気象官	気 象

(敬称略)

※オブザーバー：国土交通省北陸地方整備局河川部

【事務局】土木部河川課

※射水市、立山町を除く13市町村にも開催を案内

＜スケジュール＞

- | | | |
|-----|------------|-----------------------|
| 第1回 | 令和5年11月20日 | 6、7月豪雨の状況、情報提供の課題について |
| 第2回 | 令和6年2月7日 | 課題への対応(案)について |
| 第3回 | 3月22日 | 取りまとめ |



令和5年6月豪雨時の白岩川ダムの状況



「ダム等に関する情報提供のあり方検討会」の様子

3

2期項目 No	I (①洪水を河川内で安全に流す対策) No. 1
2期 カテゴリ	河道浚渫
2期 内容	河道堆積土砂の浚渫
実施主体	富山県

洪水時の流下能力を確保するため、河道内に堆積した土砂の浚渫

【実施概要】

- ・実施箇所：寺川、小川
- ・実施時期：R5年度



河道浚渫実施前(小川)



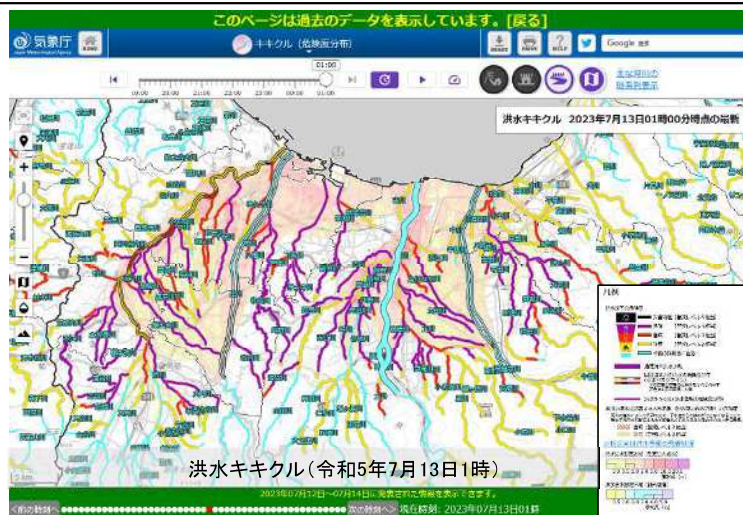
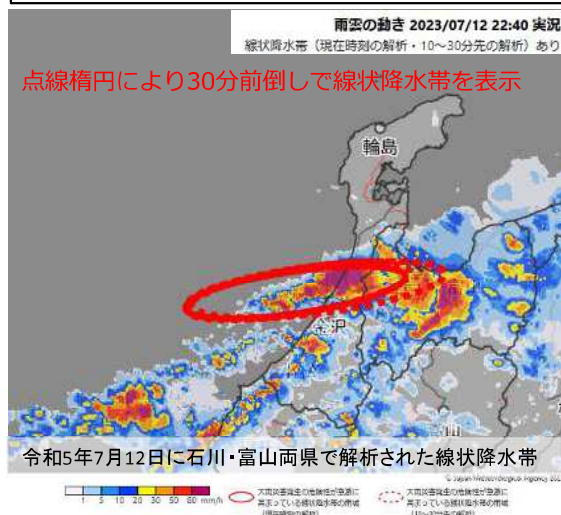
河道浚渫実施後(小川)

4

2期項目 No	Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組
2期 カテゴリ	29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
2期 内容	「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用の開始
実施主体	気象庁

【主な取組】

- ・「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用（令和5年5月25日）
予測技術の活用により最大30分程度前倒しで「顕著な大雨に関する気象情報」を発表
- ・気象災害発生時に発表した防災気象情報などのアーカイブの公開（令和5年5月23日）



気象庁HPで雨雲の動きやキキクルなど過去の主な災害時の情報発表状況が閲覧可能となりました。防災対応の振り返りなどにご活用ください。<https://www.data.jma.go.jp/yoho/review/>

5

2期項目 No	22
2期 カテゴリ	避難訓練への住民参加促進
2期 内容	自主防災組織によるHUG訓練の実施
実施主体	地区自主防災組織

自主防災組織の結成以来、様々な災害に備えた訓練を実施してきた中、令和5年度では水害時の避難行動に焦点を当て、研修を通じて確認・学習を行い、災害対応力の向上を目指したものの。

【取組実績】

- ・実施地区：石田自主防災連合会
- ・実施日：令和5年11月26日（日）
- ・場 所：石田公民館
- ・内 容：マイタイムライン作成訓練



6

地区における災害対応力の向上を目的とし、自主防災組織・防災士を対象に、避難所開設手順を確認する机上訓練を実施した。

(実施日)令和6年3月17日(日)

(場 所)入善町消防防災センター

(内 容)避難所開設手順ゲームの実施



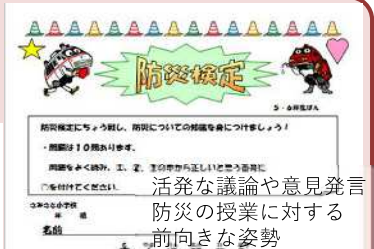
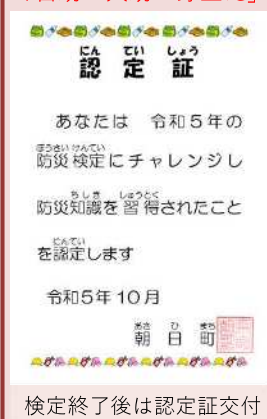
【対策概要】迫り来る災害において、被害軽減、また一人でも多くの命を救うことは「公助」としての使命であると考え。災害発生時には、個々の置かれる状況も千差万別であり、また町職員の人数も限られることから、「公助」だけでは限界がある。このことから、一人ひとりの「自助」、自主防災活動などの「共助」のもと、自らの命を守ってもらうことを前提に、地域一体となった防災力の推進・向上を図る。



自分の命も家族の命も自ら守る
「自助・共助の確立」



災害に恐れず、勇気を持った防災行動に繋げる
「自助・共助の芽生え」



さみさと小学校防災検定 R5.10.24



事務連絡
令和6年4月11日

北海道開発局 建設部河川管理課 河川情報管理官 様
各地方整備局 河川部 水災害予報センター長 様
水災害対策センター長 様

水管理・国土保全局河川環境課
河川保全企画室企画専門官

水害対応タイムラインの運用に係る関係者間での確認の徹底について

水害対応タイムラインに関しては、「水害対応タイムラインの今後の進め方について」（令和4年3月17日付国水環保第20号河川環境課長通知）において、毎年、出水期前を基本として市区町村等の関係機関とともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際にも活用し、また、災害対応やその振り返り、演習・訓練等の際に明らかにになった課題を踏まえて、随時、見直し等を行うこととされている。

先般、4月としては異例のまとまった降雨や融雪出水等の影響もあったことにより、水害対応タイムライン（流域タイムライン等）の運用に課題が生じた事例が確認されている。

については、4月期の人事異動も踏まえ、あらためて水害対応タイムラインの運用ルール、関係機関との情報共有の方法やタイミニング等について確認するとともに、課題等が確認された場合には改善策を検討し必要な措置を講じらいたい。

なお、特に融雪出水等のおそれがある地域においては、出水期の到来を待つことなく速やかな対応を図られることとされた。

以上

事務連絡
令和6年4月12日

河川関係事務所長 殿

河川部 水災害予報センター長
水災害対策センター長

水害対応タイムラインの運用に係る関係者間での確認の徹底について

標記について、水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官より「水害対応タイムラインの運用に係る関係者間での確認の徹底について」事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、4月期の人事異動も踏まえ、改めて水害対応タイムライン（流域タイムライン等）の運用ルール、関係機関との情報共有の方法やタイミニング等について、減災対策協議会等の場を活用し、確認・共有等の必要な措置を講じていただけますようお願いいたします。

担当 河川部 水災害予報センター 流域調査係

北海道開発局 建設部 河川計画課長 様

河川管理課長 様

各地方整備局 河川部長 様

水管理・国土保全局 河川環境課長

(公印省略)

水害対応タイムラインの今後の進め方について

洪水、高潮等によって生じる被害を最小限にするためには、市区町村長による避難情報の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施する必要があります。

そのためには、河川の氾濫や高潮の発生を前提に、河川管理を担う国等の事務所(以下、「河川事務所等」という。)と市区町村等が連携して、災害時の状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、基本的な防災行動とその実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」の作成・活用が有効である。

令和 3 年 5 月には災害対策基本法が見直され、避難勧告・避難指示が一本化されることになったほか、令和 3 年 10 月には国土交通省防災業務計画を見直し、避難情報に着目したタイムラインを流域タイムラインに見直すこととしたところである。これらを踏まえ、今後、下記の取組を推進するようお願いする。

記

1. 水害対応タイムラインの位置付け・構成等

災害対策基本法に基づき、国土交通省や各地方整備局等においては防災業務計画を、地方公共団体においては地域防災計画を策定し、災害時の行動について定めることとなっており、水害対応タイムラインについてもこれら計画と整合し、また、これら計画に定められた基本的な防災行動を時系列で整理したものである必要がある。

このため、水害対応タイムラインについては、実施主体毎に自らの基本的な防災行動を確認できるものにし、河川事務所等の行動を中心に整理する流域単位のタイムライン(流域タイムライン)と、市区町村の行動を中心に整理する市区町村単位のタイムライン(市区町村タイムライン)のほか、マイ・タイムラインなどの世帯

河川保全企画室→宛先

2022. 3. 17_河川環境課_水害対応タイムライン_5年

【機密性 1】

や地区毎に任意で作成されるタイムラインなどが、階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要である。

これらの各タイムラインにおける実施主体毎の行動の認識共有の場として、大規模氾濫減災協議会やその部会等を活用することを想定している。ただし、これ以外に既存の協議の場がある場合はこれに限らない。

既に多機関連携型タイムラインが作成されている場合は、これらが前述のいずれに該当するのかを確認した上で、これまでの経緯等を尊重しつつ活用、改善に努めることとする。

2. 作成・運用する水害対応タイムライン

①流域タイムライン

- ・同一の洪水予報の予報区域や、最も重視する水位観測所が同一であるなど、流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認するための「流域タイムライン」を市区町村等の関係機関と連携して作成・運用する。
- ・この際、大規模氾濫減災協議会等を活用して市区町村タイムラインとの整合を図ることとする。なお、これまで活用してきた避難情報(勧告)着目型タイムラインは、市区町村タイムラインの作成の参考になることに留意する。

②多機関連携型タイムライン

- ・地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成・運用する。

①については、河川事務所等が管理する河川の流域を対象に見直しを進め、②については、河川等の特徴を踏まえ、関係機関との連携が可能となった地域を対象に作成等を行うこと。また、気象警報や洪水予報(洪水予報河川)、水位到達情報(水位周知河川等)を行動の基本とするほか、近傍の観測水位や洪水の危険度分布などの活用についても検討することが好ましい。

3. 水害対応タイムラインの活用等

作成した水害対応タイムラインについては、毎年、出水期前を基本として市区町村等の関係機関とともに確認を行うとともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際にも活用すること。また、災害対応やその振り返り、演習・訓練等の際に明らかとなった課題を踏まえて、随時、見直し等を行うこと。

また、これまで実施してきたホットラインのほか、数日前から前日までなどに行う WEB 会議ツールによる危機感共有の場などにおいて、気象警報や洪水予報等について効果的・効率的に伝えるよう努めること。

黒部川流域 流域タイムライン
(愛本、愛本（下流）流量観測所)

黒部川流域 流域タイムライン
(愛本、愛本(下流) 流量観測所)

＜行動項目＞
□ 避難が必要な行動項目(必ず実施)
□ 避難が必要な行動項目(必要に応じて実施)
※ 行動項目のうち、災害準備レベルや避難情報に関する情報は下記の表で表示
● 災害準備レベル
● 避難情報
● 災害準備レベル、避難情報
● 災害準備レベル、緊急安全確保

＜多機関連携の表現＞
→ 連携が必要な行動項目における情報伝達の流れ(必ず実施)
→ 連携が必要な行動項目における情報伝達の流れ(必要に応じて実施)
● 情報を受取る機関
→ 住民に向けた情報発信や周知
○ 各機関における防災体制を示す項目
○ 行動項目に関する特記事項(補足説明)

警戒レベル	状況	富山地方気象台	黒部河川事務所	富山県	黒部市 (愛本(下流)流量観測所)	黒部市 (愛本(下流)流量観測所)	入善町 (愛本(下流)流量観測所)	朝日町 (愛本(下流)流量観測所)	その他関係機関	住民等
0 3日前～ (準備)	・3日後に台風が 黒部川流域に影響する恐れ ・3日後に大雨が予想され 黒部川流域に影響する恐れ ・早期注意情報(警戒級の可能性) で【中・高】が発表された場合 ・台風情報と黒部山への影響が考えら れる場合									
(WEB会議ツールによる危機感の共有)										
2日前～		・富山県気象情報(随時) ・台風に関する気象庁記者会見	・事前放送に関する体制入り ※要配慮事項を渡す場合						・気象情報の報道(報道) ・事前放送に関する体制入り (防災関係・気象関係) ※要配慮事項を渡す場合	○気象情報の確認・把握 ○避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅安全
0 1日前～ (準備)	・1日後に台風が 黒部川流域に影響する恐れ ・1日後に大雨が予想され 黒部川流域に影響する恐れ	・台風に関する気象庁記者会見	○災害対策用資材等の確認・確 ○EJソーン体制の確認 ○協力機関の体制確認		○水防団等への情報提供	○水防団等への情報提供	○水防団等への情報提供	○水防団等への情報提供	・気象情報の報道(報道)	○気象情報の確認・把握 ○避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅安全
(WEB会議ツールによる危機感の共有)										
1 1日前～ (準備)	・水防団待機流量到達 (黒部川) 愛本流量観測所 550m3/s (相当水位127.47m) 愛本(下流)流量観測所 550m3/s (相当水位127.47m)	・水防団待機(随時) ・注意体制 ○横管等の操作 ・台風情報(随時) ・富山県気象情報(随時)		○連絡要員の配置 ○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○連絡要員の配置 ○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○連絡要員の配置 ○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○連絡要員の配置 ○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○連絡要員の配置 ○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	・気象情報の報道(報道)	○気象情報の確認・把握 ○避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅安全
2 1日前～ (準備)	・冠水注意流量到達 (黒部川) 愛本流量観測所 700m3/s (相当水位127.91m) 愛本(下流)流量観測所 700m3/s (相当水位127.91m)	・水防団待機(随時) ・注意体制 ○横管等の操作 ・台風情報(随時) ・富山県気象情報(随時)	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	・気象情報の報道(報道) ・避難情報や気象、河川情報、 交通規制の報道(報道)	○気象情報の確認・把握 ○避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅安全
3 1日前～ (準備)	・避難判断流量到達 (黒部川) 愛本流量観測所 1600m3/s (相当水位132.20m) 愛本(下流)流量観測所 3100m3/s (相当水位132.20m) 【予備情報に基づき(警戒) 冠水危険流量に到達すると見込 まれるとき。 ※避難判断流量に到達していない時 点でも時間以内の予測で冠水危険 状態への到達が見込まれる場合	・水防団待機(随時) ・注意体制 ○横管等の操作 ・台風情報(随時) ・富山県気象情報(随時)	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	○水防団へ待機・準備指示 ○河川水位、気象情報の収集	・気象情報の報道(報道) ・避難情報や気象、河川情報、 交通規制の報道(報道)	○気象情報の確認・把握 ○避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅安全

黒部川流域 流域タイムライン
(愛本、愛本（下流）流量観測所)

<行動項目>

<多機関連携の表現>

<その他>

警戒レベル	状況	富山地方気象台	黒部河川事務所	富山県	黒部市 (愛本流量観測所)	黒部市 (愛本(下流)流量観測所)	入善町 (愛本(下流)流量観測所)	朝日町 (愛本(下流)流量観測所)	その他関係機関	住民等
4	● 冠絶危険流量到達 《黒部川》 愛本流量観測所 2500m3/s (相当水位131.36m) ● 愛本(下流)流量観測所 3800m3/s (相当水位133.07m) 【予備情報に基づく発表】 ・急激な流量の上昇により、冠絶危険流量に達し、さらに流量の上昇が見込まれると。 ※冠絶危険流量に到達していない場合で、冠絶する可能性のある流域への到達を3時間先までに予測した場合	洪水予報・水位開始(冠絶危険情報)	● 洪水予報の緊急速報メール 冠絶危険水位を超過したことを住民に知らせる ● ホットライン	●	● 第3非常配備 ● 避難指示発令 ● 自衛隊への災害派遣要請	● 第3非常配備 ● 避難指示発令 ● 自衛隊への災害派遣要請	● 第3動員体制 ● 避難指示発令 ● 自衛隊への災害派遣要請	● 第3動員体制 ● 避難指示発令 ● 自衛隊への災害派遣要請	● (警察、報道、ダム管理所) ● 自主避難の開始(全員) ● 避難開始(全員) ● (電線)供給停止 ● (道路)供給停止 ● 避難情報、ライフライン停止状況の報道(報道) ● 通行禁止の開始(バス) ● バスの運行停止が実施されない場合 ● 通行禁止の開始(バス) ● バスの運行停止が実施されない場合 ● 交通規制、鉄道、バスの運行状況の報道(報道) ● 異常気象時の対応に関する発表 【宇奈月ダム管理所】 ● (警察、消防)	● 自主避難の開始(全員) ● 避難開始(全員)
5	● 冠絶発生 ※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。	● 臨時の洪水予報 ● 洪水予報・水位開始(冠絶発生情報)	● ホットライン (個別、冠絶発生時の伝達) ● 洪水予報の緊急速報メール 冠絶発生したことを住民に知らせる ● 現地対策本部設置 ● TEC-FORCEの要請(緊急対応) ● 緊急復旧、堤防調査委員会設置	●	● 緊急安全確保発令 ● 自衛隊への災害派遣要請 ● TEC-FORCEの要請	● 緊急安全確保発令 ● 自衛隊への災害派遣要請 ● TEC-FORCEの要請	● 緊急安全確保発令 ● 自衛隊への災害派遣要請 ● TEC-FORCEの要請	● 緊急安全確保発令 ● 自衛隊への災害派遣要請 ● TEC-FORCEの要請	● (警察、報道、ダム管理所) ● (警察、報道、ダム管理所) ● (警察、報道、ダム管理所) ● 冠絶発生(報道) ● (自衛隊) ● (電線)供給停止 ● (道路)供給停止 ● (バス)供給停止 ● バスの運行停止が実施されない場合 ● 被害状況、ライフライン停止状況の報道(報道)	● 避難完了

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和 5 年 8 月 22 日
水管理・国土保全局 河川計画課
治水課

『流域治水プロジェクト2.0』を策定します ～気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を公表～

気候変動の影響による降雨量の増大に対して、早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による、様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、『流域治水プロジェクト2.0』として取りまとめます。

<概要>

流域治水プロジェクトは、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備等に加えて、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者が協働し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめた取組です。

気候変動の影響により、2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍に増加すると見込まれることを踏まえ、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、全国109の一級水系で、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した流域治水プロジェクト2.0に更新してまいります。今般、全国8の一級水系（別紙1参照）において先行して公表し、他の一級水系についても、今年度を目途に順次更新してまいります。

《流域治水プロジェクト2.0のポイント（別紙2・別紙3参照）》

- 【ポイント①】気候変動による降雨量増加に伴う水害リスク（浸水世帯数等）の増大を明示する。
- 【ポイント②】これに対応するため、本川の整備に加えて、まちづくりや内水対策などの流域対策を充実し達成目標を設定する（目標の重層化）。
- 【ポイント③】この目標を達成するために必要な追加対策等を明示する。

今回公表した流域治水プロジェクト2.0については、以下のHPに掲載されている各水系の協議会HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

添付資料

- 別紙1 【概要】流域治水プロジェクト2.0
- 別紙2 【事例】仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0
- 別紙3 【事例】太田川水系流域治水プロジェクト2.0

【問い合わせ】国土交通省水管理・国土保全局 治水課
課長補佐 萩原 健介（内線：35-542）
企画調整係長 岡安 光太郎（内線：35-543）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8452

流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

黒部川

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

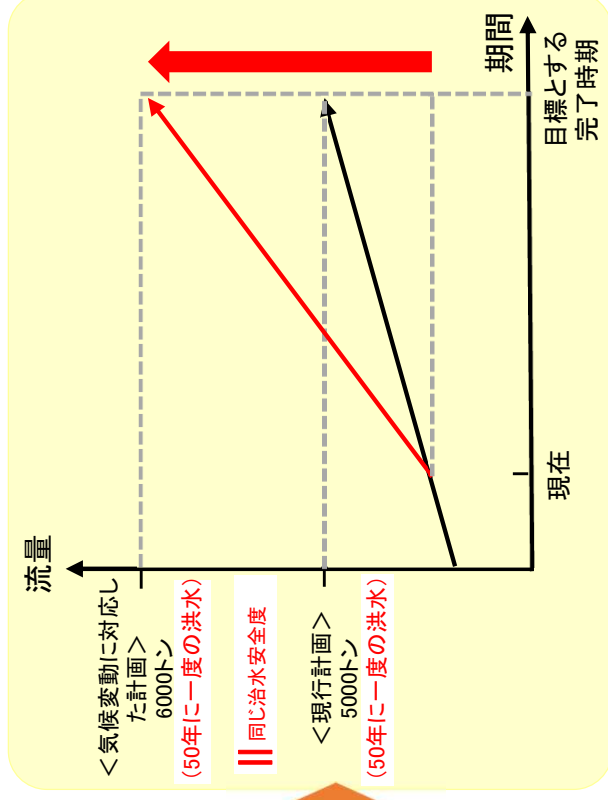
現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーニンフラやカーボニンフラ等への対応
- インフラDX等の技術の進展

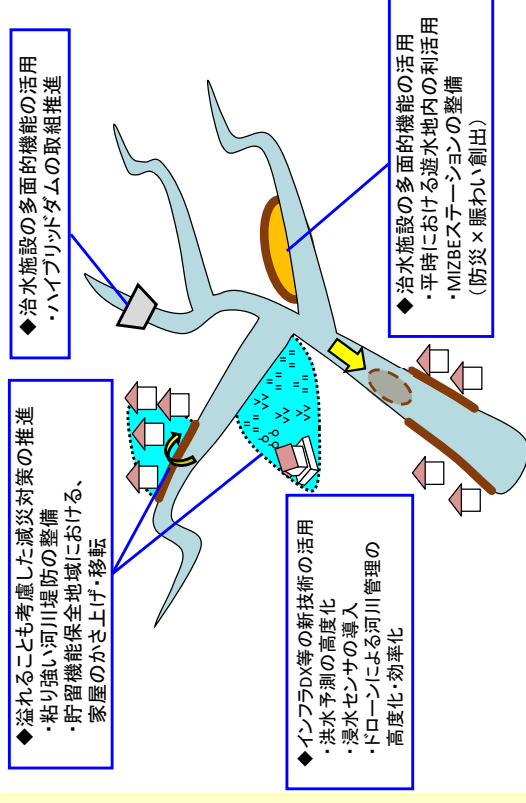
必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、**目標流量を1.2倍に引き上げる必要**

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

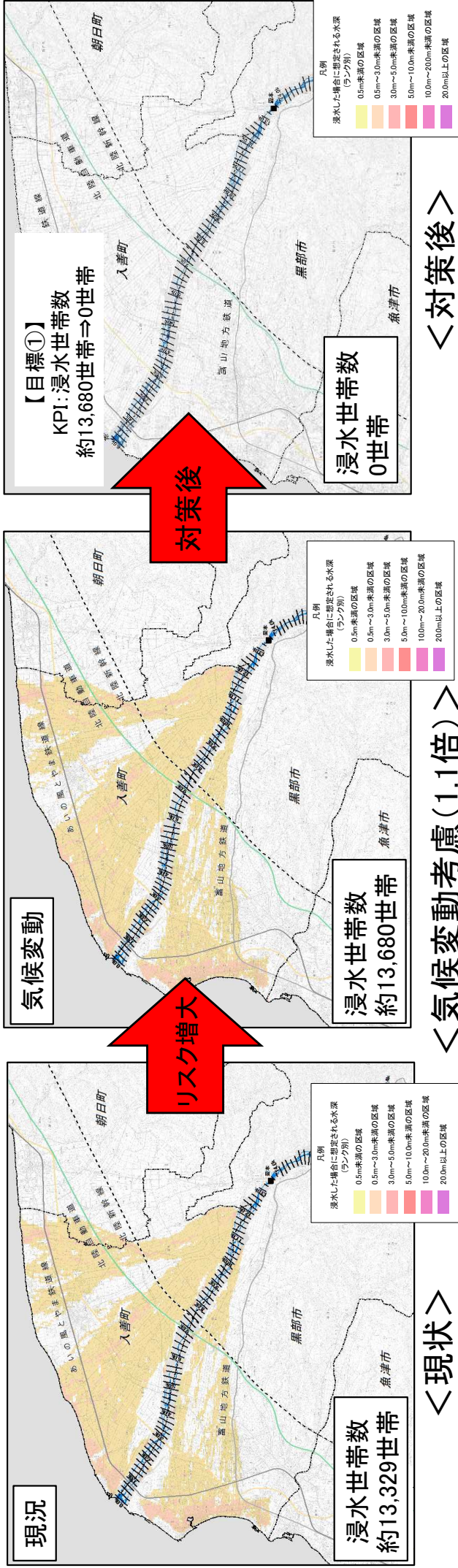
⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加が必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

気候変動に伴う水害リスクの増大

※赤字：現行の黒部川水系流域治水プロジェクトからの変更品

○戦後最大規模を記録した昭和44年8月洪水と同規模の洪水に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、黒部川流域では浸水世帯数が約13,680世帯（現況の約1.03倍）になると想定され、事業の実施により、浸水被害が解消される。

気候変動に伴う水害リスクの増大（大臣管理区間）



水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】気候変動による降雨量増加後のS44洪水規模に対する安全の確保

黒部川本川：河口（0.0k）～宇奈月ダム区間（27.6k）

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	約13,680世帯の浸水被害を解消	霞堤の機能確保、河道掘削：約2,720千㎡	概ね30年
被害対象を減らす	国・県・市町	水害に強いゆたかな地域づくり	土地利用規制の検討 多段階な浸水リスク情報の充実	
被害の軽減・早期復旧・復興	国	災害の発生を前提とした命を守る避難行動に向けた住民意識の熟成	内外水統合のリスクマップの整備・公表 流域タイムラインの運用開始	概ね3年

急流河川黒部川を流域一帯で治めるく

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 大規模工場等の企業水防支援(水災害リスク情報の充実)
 ライフライン・交通のBCP支援(水災害リスク情報の充実)
 監視カメラ、観測機器の活用・増設による危険箇所の早期把握
 マイ・タイムライン、要配慮者施設における避難確保計画の作成・支援
 排水作業準備計画の活用
 緊急輸送ルートの確保(河川管理・海岸工事用通路の整備・活用)
 土砂災害ソフト対策の推進
 土砂災害警戒区域等の指定・周知
 水害リスク空白域の解消
 流域タイムラインの運用開始
 内外水結合のリスクマップの整備・公表
 気象情報の充実、予報精度の向上 等

黒部川水系流域治水プロジェクト2.0【グリーンシンフラ】

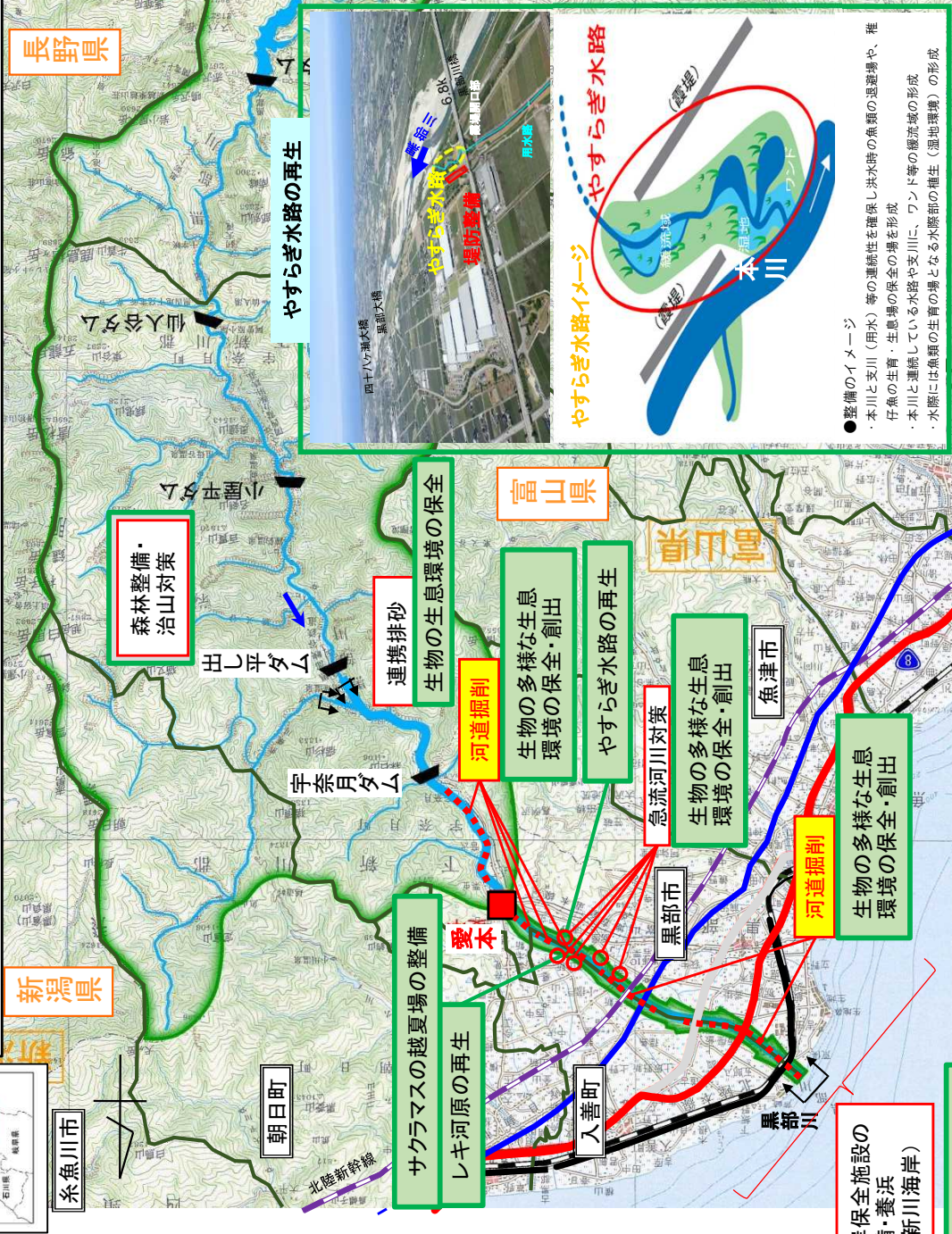
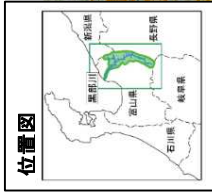
急流河川を流域一帯で治める

※赤字：現行の暴都川水系流域治水プロジェクトからの変更点

●ゲリー・インフラの取組『急流河川黒部川のしき河原の再生、生物の生態環境の保全・回復』

○「あばれ川」の異名をとる黒部川は、幾度と無く繰り返された氾濫により形成された黒部川扇状地を流れる日本有数の急流・河川であるが、一方で北アルプス警視岳を源とする豊富な水量と、黒部川を象徴するサクラマスをはじめ、多様な動植物の生息・生育環境を有する、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境が多く存在する河川である。

○近年漂筋の固定化・単調化の進行により失われつつある、レキ河原や瀬・淵等の多様な河川環境の再生を目指し、今後概ね6年間でレキ河原の再生、サクラマス、越夏場の整備、洪水時等の魚類の待避場や稚子魚の生育・生息場の保全など、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。



【全域に係る取組】
・連携排砂による下流河川への生物の生育環境へ寄与する土砂供給
・地域の二一スズを踏まえた賑わいのある水辺空間創出への連携・支援

海崖事業)
(ブルーカーボン等
藻場の保全

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合がある。

●自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・レキ河原再生、サクラマスの越夏場整備
- ・産卵床の造成
- ・藻場の保全(ブルーカーボン)等海岸事業

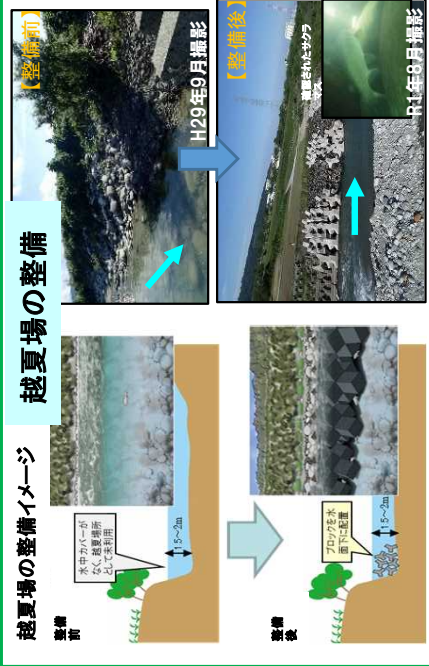
●自然豊かな森林づくり
・森林整備、治山対策

●治水対策における多自然川づくり

- ・**河道掘削等**による生物の多様な生息環境の保全・創出
- ・洪水時の魚類退避場(やすらぎ水路)の再生
- ・湧水環境の保全
- ・魚類の産卵場となる早瀬・淵の保全など繁殖環境への配慮

●自然環境が有する多様な機能活用の取り組み

- ・小中学校などにおける水生生物調査
- ・小中学校などにおける環境学習



- 凡例
- 大臣管理区間
- 堤防整備
- 河道掘削
- 急流河川対策

流域境
市町村境

黒部川水系流域治水プロジェクト2.0

※赤字：現行の黒部川水系流域治水プロジェクトからの変更点

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体の取組＞ ・流域内の事業間連携を通じた土砂の有効活用 (流下能力確保、浸水域内地盤嵩上げによるリスク軽減のための自治体等の連携、海岸侵食対策) ○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・急流河川対策 (縦工整備、護岸根継ぎ、巨石付き盛土砂州) ・流下能力の確保 (樹木伐採、河道掘削、堤防整備) ・震災の機能確保(震災の延伸、断面拡大) ・扇頂部の重要施設(愛本堰堤、愛本床止め)の対策検討 ・水田貯留(「田んぼダム」の取組推進) ○あらゆる治水対策の総動員 ＜具体の取組＞ ・砂防関係施設の整備 ・海岸保全施設の整備・養浜 ・森林整備・治山対策 ○多面的機能を活用した治水対策の推進 ＜具体の取組＞ ・連携排砂 (ダム機能の維持、河床低下の防止、海岸侵食の抑制) ・土砂災害・流木リスクの徹底活用 (海浜侵食の抑制) ○既存ストックの徹底活用 ＜具体の取組＞ ・既存ダム6ダムによる事前放流等の実施・体制構築 ○インフラDX等における新技術の活用 ＜具体の取組＞ ・BIM/CIM適用による3次元モデルの積極的な活用	○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組 (防災指針策定など) ○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・震災の保全(氾濫流の拡大防止)・土地利用規制の検討 ・多段階な浸水リスク情報の充実 ・高潮浸水想定の設定 —	○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体の取組＞ ・大規模工場等の企業水防支援 (水災害リスク情報の充実) ・ライフライン・交通のBCP支援 (水災害リスク情報の充実) ・マイ・タイムライン、要配慮者施設における避難確保計画の作成支援 ・監視カメラ・観測機器の活用・増設による危険個所の早期把握 ・緊急輸送ルートの確保 (河川管理・海岸工事用通路の整備・活用) ・土砂災害ソフト対策の推進 ・土砂災害警戒区域等の指定・周知 ・水害リスク空白域の解消 ・内外水統合のリスクマップの整備・公表 ○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・排水作業準備計画の活用 ・流域タイムラインの運用開始 ○インフラDX等における新技術の活用 ＜具体の取組＞ ・気象情報の充実、予報精度の向上 等

※ 上記の他、「流域治水関連法の活用」の検討を実施し、上記対策を推進

流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画をとりまとめました

～「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめの公表～

- ・ 激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要があります。
- ・ このため国土交通省では、令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会（委員長 国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長 小池 俊雄）」を設置し、これまで3回の議論を重ねてきました。
- ・ 今般、住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取り組みの推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめました。
- ・ 今後、行動計画に基づき、具体的な施策を進めてまいります。

<とりまとめのポイント>

- （１）自らに降りかかる水災害への取り組みから、さらに視野を広げて、流域全体の水災害への取り組みへと自らの行動を深化させていくことで、流域治水の取り組みを推進していきます。
- （２）知ることと行動することのギャップを埋めるには、自分事として捉えることが重要であり、各自が行動の可能性や有効性を考える素材や機会を提供する施策を推進していきます。
- （３）行動計画では、伝え方の工夫や自分事化のための手段、主体的な取り組みが進むための環境整備や持続的に進めるためのポイントなど、普及施策を進めていく上での着眼点と具体策を盛り込んでいます。

<添付資料>

別紙１：「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」概要

別紙２：「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめ概要

※ とりまとめは、これまでの検討会資料とあわせて、水管理・国土保全局ウェブサイトで公開しております。 (https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/suigairisk2/index.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 栗原(内線 35382)、磯邊(内線 35393)
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8443

水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会

検討会の目的

- 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させていく必要があります。
- このため、住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取り組みの推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめるため検討を行うものです。

開催状況

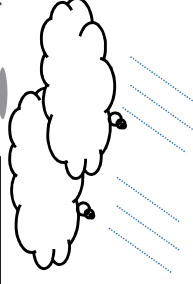
- 第1回：令和5年4月28日（金）
 - ・ 流域治水の自分事化に向けた論点整理、取組事例の紹介、今後の進め方について
- 第2回：令和5年5月25日（木）
 - ・ 委員からの取組事例紹介、とりまとめ骨子（施策の体系化、行動計画、普及施策）
- 第3回：令和5年6月19日（月）
 - ・ とりまとめ案（施策の体系化、行動計画、普及施策）

委員等

（委員 ◎：委員長）

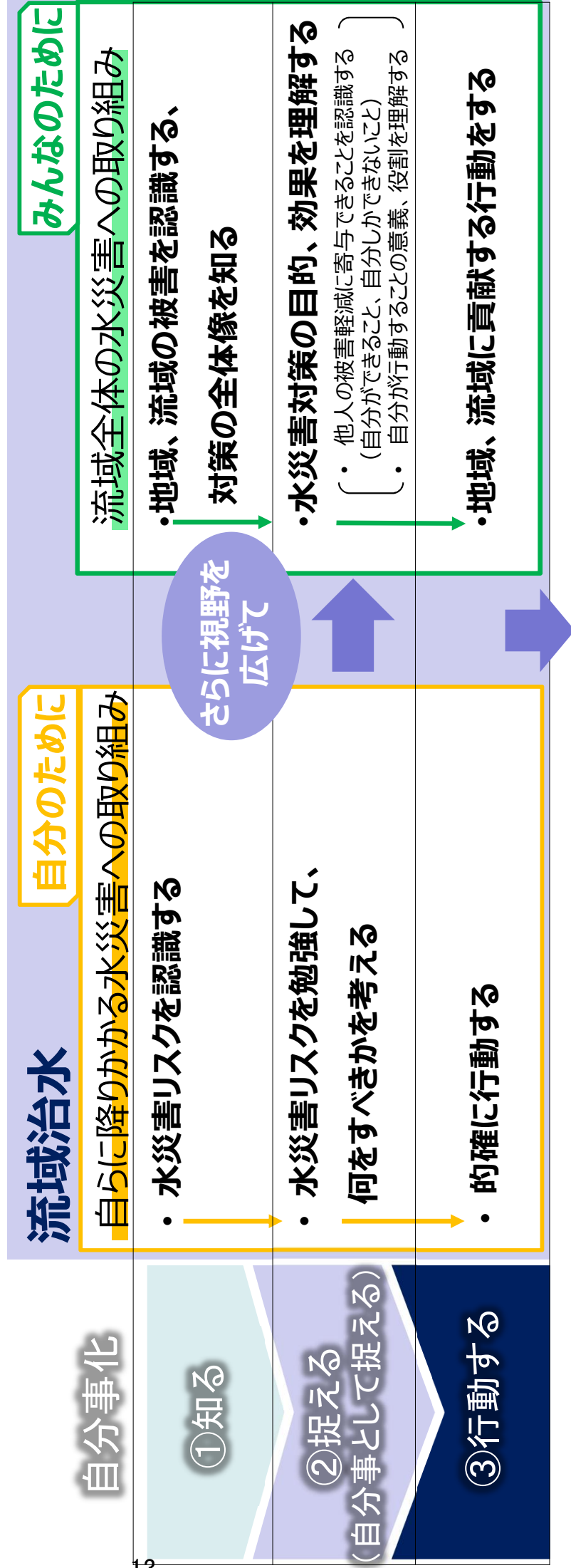
伊東 香織 岡山県 倉敷市長
今若 靖男 全国地方新聞社連合会 会長
（山陰中央新報社 取締役東京支社長）
加藤 孝明 東京大学生産技術研究所 教授
◎小池 俊雄 国立研究開発法人
土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長
河野 まゆ子 株式会社 JTB 総合研究所 執行役員 地域交流共創部長
指出 一正 株式会社 sotokoto online 代表取締役
佐藤 健司 東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部 次長

佐藤 翔輔 東北大学災害科学国際研究所 准教授
下道 衛 野村不動産投資顧問株式会社 執行役員 運用企画部長
知花 武佳 政策研究大学院大学 教授
中村 公人 京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻 教授
松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授
矢守 克也 京都大学防災研究所 教授
吉田 丈人 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
（敬称略、五十音順）



水災害を自分事化し、総力を挙げて流域治水に取り組む

- ・ 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。



持続的な発展、ウェルビーイング

水災害を自分事化し、流域治水に取り組み主体を増やす 総力戦の流域治水をめざして

1. 背景（流域治水の推進）

by ALL の流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増(4℃上昇時4割増)。河川区域の対策だけでは対応できない。

流域のみんなで、自然、産業を含め文化として治水に取り組む。

2. 課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

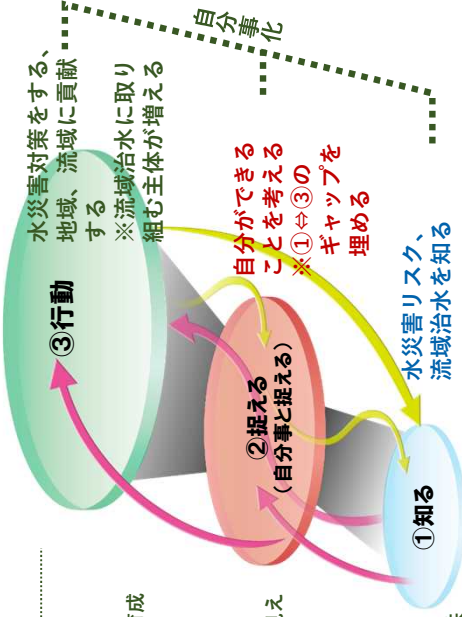
水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを増やす
※流域治水に取り組み主体を増やす（自分のためにから、みんなのために）

3. 流域治水に取り組み主体を増やすための取組方針

大局的には①知る→②捉える（自分事と捉える）→③行動の流れを作り、取り組みの幅を広げ、トップランナー育成や要件化・基準化等を通して流域にも視野を広げていく。

取り組みの例

- ・要件化・基準化
- ・トップランナーの育成
- ・流域治水への貢献
- ・ビジネスへの支援
- ・流域対策への支援
- ・取り組み、効果の見える化
- ・連携活動
- ・教育活動
- ・流域治水の広報
- ・リスク情報等の提供



意識の醸成を図り、国民運動、日本の文化に

日々の生活の中で水害、防災のことが意識され、全国的に水災害リスクの自分事化が図られ、その視野が流域に広がり、社会全体が防災減災の質を高めるとともに、持続的に発展していく。

※社会がスローダウンすると自分事と感じる。（計画休休、休業、道路の通行止めなど）

- ◎ 持続的に開発しつつも社会的機能を維持しながら災害に備える二刀流方式
- ◎ 人と人、自然と人、自然と自然のつながり
- ◎ 流域を俯瞰した取り組み（山川海全部含めて流域治水）

気候変動緩和の取り組みも流域治水



流域治水を推進する上で、自分事と捉えることが課題

4. 施策を進めていく上での着眼点と具体策

(1) 知っている人を増やすことと伝え方の工夫

- ◎ 気象条件を伝えるなど他人事化できない状況を定着
- ◎ 取り組みを促す相手の特性に応じて伝え方を工夫
- ◎ インフラツーリズムとの連携など、知る機会を増やす
- ※ ネガティブなお話をしやれに、楽しいことを伝える。住民自らのモニタリング

(2) 自分事化の機会創出と手段

- ◎ 防災教育（住民自ら記憶を伝える、行動を学ぶ）
- ◎ 水害伝承（記憶の風化を防ぎ教訓を伝える）
- ◎ 学べるコンテンツ（ウェブ、既存メディア活用）
- ◎ 補助金、税制優遇等の支援
- ◎ 防災関連ビジネスの推進、取り組みのアピール
- ◎ 社会を良くしたいという動機、SDGs
- ◎ 取り組みの位置づけ、効果可視化（デジタル活用）

(3) 自分事化を促す相手の把握と絞り込み（発信側と受け手側の例）

- ！ ◎ キーパーソンのタイプ（盛り上げ、自然環境、研究開発、危機意識）+ 河川ごとの特徴
- ！ ◎ リーダーの育成（防災士、気象予報士等との連携等）
- ！ ◎ インフラエンジニア活用

(4) 主体的な取り組みが進むための環境整備

- 1) 取り組みを実行する仕組みづくり
- ◎ きっかけは様々（河川の利用や生態系保全の取り組みから始まることも）
- ◎ 課題の把握、取組事例の共有と分析、人と人をつなぐ仕組みの構築
- 2) 社会のモードチェンジ
- ◎ ポジティブな情動、同調圧力も ◎ 国からの情報発信による環境整備から

(5) 持続的に流域治水を推進

- ◎ トップランナーの育成
- ◎ 防災教育を通じて流域に視野を広げる
- ◎ 農業・農村地域での取り組み（水を貯めることに対する農家と水管理組織の合意形成、防災対策と農村コミュニティ機能の相互依存的発展）

※各水系の流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport

◎ 具体施策

- 地域 個人 企業・団体
- ◎ 流域治水ワークショップ、ポスター
- ◎ 流域治水の日、週間
- ◎ 河川空間の利活用を通じた意識醸成
- ◎ SNS等での情報発信
- ◎ インフラツーリズムとの連携
- ◎ ダイナミックSABO ◎ はまツーリズム推進
- ◎ 危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・閲覧周知

地域 個人

- ◎ 防災教育の推進（既存施策）

地域 企業・団体

- ◎ 地域に貢献する水防活動への参画
- ◎ 流域治水オフィシャルサポーター制度
- ◎ 防災・減災ビジネスの推進（オープンデータ活用）

地域 企業・団体

- ◎ デジタルテストベッド

- ！ ◎ 防災教育に取り組み子供と家族受け
- ！ ◎ 高齢者、災害弱者、若年層
- ！ ◎ リソースが不足している企業、建設分野他企業
- ！ ◎ 地域のコミュニティ
- ！ ◎ 金融関係機関

地域 個人 企業・団体

- ◎ 共有プラットフォーム（全国流域治水MAP）

地域 個人 企業・団体

- ◎ 表彰制度（流域治水大賞）
- ◎ 円滑な避難を支援する人材育成（ファシリテーター派遣の仕組み）
- ◎ 気候変動リスク開示における民間企業の取り組みの支援（TCFD）
- ◎ 防災教育に関する教材提供
- ◎ 水害伝承に関する情報（コンテンツ）の普及・拡大

黒部川水系流域治水協議会

流域にも視野を広げる（自分のためにも、みんなのためにも）

連携活動

- 宇奈月ダム資料館に河川・砂防・ダム・海岸の流域の状況をわかりやすく伝えるための資料を展示(国)
- 流域市町の広報誌、ホームページ、公式LINE等での情報提供(3市町)
- メディアとの連携による情報発信(国・県・3市町)
- 黒部川水系流域治水協議会での、事例の紹介及び有効施策の取り組みを自分事化(国・県・3市町)

流域治水の広報

- 黒部川流域市町の広報誌等で水害・土砂災害に関する啓発活動を実施(3市町)
- ホームページ及びSNSでの情報提供(国、県、3市町)
- 土砂災害ソフト対策の推進(周知)(県)

リスク情報等の提供

- 総合的な防災マップの検討・作成、洪水・土砂災害・津波ハザードマップの周知・配布(3市町)
- 避難場所や経路等に関する情報の周知(気象・防災情報の提供)(3市町)
- 土砂災害警戒区域等の指定・周知、土砂災害リスク情報の発信(県)

教育活動

- 過去の災害状況も踏まえた防災講演会・出前講座の実施(国・県・3市町)
- 自主防災組織を対象とした研修会(国・県・3市町)
- 洪水時の流量観測に関する研修会(国)
- 小中学校等への河川・海岸・砂防(啓発活動)に関する取組(国・県・3市町)
- 土砂災害防止月間の砂防フェア(国、県)
- 二一ズに応じて「田んぼダム」説明会を開催(国)

訓練活動

- ハザードマップの周知および住民の水害・土砂災害リスクに対する理解促進の取組(3市町)
- 災害対策本部運営訓練による災害対応に関する行政職員の基本行動の確立(国・県・3市町)
- 総合防災訓練による住民・関係機関と一体となった防災行動の実践(県・3市町)

水防活動の支援

- 出水期前の水防訓練の実施(水防工法研修会 等)(国・3市町)
- 災害時の応援協定と水防団の情報伝達体制の強化(国・3市町)
- 備蓄材・備蓄倉庫・水防倉庫等の維持および拠点整備(国・3市町)

水災害対策の支援

- マイ・タイムライン作成支援(国・3市町)

計画策定

- 水防計画の更新(1回)
- 防災指針(立地適正化計画)の変更検討(3市町)
- 要配慮者施設等の避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保(3市町)
- タイムラインの作成・周知(3市町)

①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

周知、連携活動 中心

②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

情報提供、教育 活動中心

③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組まれるよう、個人、企業・団体の行動を誘発して

計画策定や具体 行動の支援中心

取り組み・主対象		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①知る機会を増やす	◎水災害、流域治水の広報 地域 個人 企業・団体	広報誌による出水の ● 備え啓発 ● 広報誌で連携排砂時期 (梅雨・台風期)の啓発 ● ホームページ及びSNSでの情報提供、土砂災害ソフト対策の推進(周知)	● メディア ● ダムフェスティバル等イベント活動での情報提供 ● 連携による ● メディア説明会 ● メディア発信	● 市町HPで流木・伐採等の無償提供 (流下能力向上・維持管理)	● 黒部川水系流域治水協議 会での各市町事の紹 介及び各機関有効施策の 取組みを自分事化
	◎連携活動 地域 個人				
	◎リスク情報等の提供 地域 個人 企業・団体	● 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、洪水・土砂災害ハザードマップの周知・更新検討等 ● 土砂災害警戒区域等の指定・周知、土砂災害リスク情報の発信 ● 避難場所や経路等に関する情報の周知、市民への情報提供、メディア連携 ● 防災行政無線や緊急速報メール、アラートを活用して住民へ情報提供			
②自分事と捉えることを促す	◎教育活動 地域 個人	● 土砂災害防止月間の砂防フェア ● 研修会(自主防災組織) ● 防災講演会・出前講座	● 土砂災害防止月間の砂防フェア ● 研修会(流量観測)		
	◎訓練活動 地域 個人	● ニーズに応じて「田んぼダム」説明会を開催 ● 災害対策本部運営訓練による町 職員の基本行動を確立 ● ハザードマップの周知および住民の水害・土砂災害リスクに対する理解促進	● 総合防災訓練による一体となった防災行動の実践		
	◎計画策定 地域 個人 企業・団体	● 要配慮者施設等の避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保 ● タイムラインの作成・周知 ● 防災指針(立地適正化計画)変更検討 ● マイ・タイムラインの作成支援			
③行動を誘発する	◎水災害対策の支援 個人				
	◎水防活動の支援 地域 個人 企業・団体	● 出水期前の水防訓練 (市町消防団を対象とした 水防工法研修会) ● 水防活動拠点等の維持・整備			● 災害時の応援協定と水防団の情報伝達体制の強化

黒部川水系流域治水協議会（国・県・黒部市・入善町・朝日町の事例：R5年度）



▶変更のPOINT 2

④流域治水の取り組み

流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向け取り組み「流域治水」について盛り込みました。

既存ダムによる事前放流の実施・体制構築

宇奈月ダムや利水ダムで事前放流を行い、洪水調節機能の強化を図ります。



宇奈月ダム(H12完成)
国土交通省管理ダム

霞堤の保全による 氾濫流の拡大防止

霞堤の機能を保全するため
土地利用のルールについて
検討します。



黒部川における霞堤

被害の軽減、早期復旧 ・復興のための対策

住民一人一人の防災行動を
あらかじめ定めるマイ・タ
イムラインなどの作成支援
や普及を図ります。



タイムラインの作成支援
(職員による出前講座)

河川整備計画の変更案は黒部河川事務所HPで公表しています。

下記のURLもしくは
QRコードよりHPを
ご覧ください。

URL：
[https://www.hrr.mlit.go.jp/
kurobe/jigyo/plan/index.html](https://www.hrr.mlit.go.jp/kurobe/jigyo/plan/index.html)



QRコード

ホームページ

黒部河川事務所ホームページ
<https://www.hrr.mlit.go.jp/kurobe/>



問い合わせ

国土交通省 北陸地方整備局 黒部河川事務所 流域治水課
〒938-0042 富山県黒部市天神新173 TEL：0765-52-1122(代) FAX：0765-57-2449

黒部川水系河川整備計画変更案の概要 【大臣管理区間】

- 黒部川では概ね30年間の整備内容を定めた黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）を平成21年11月に策定しました。
- 河川整備計画の策定から15年が経過し、この度、社会情勢の変化や、地域の意向、河川整備の進捗状況を踏まえ、河川整備計画の変更を行います。
- 変更した計画に基づき、黒部川の整備を段階的かつ着実に進めていきます。

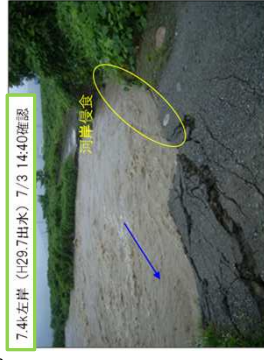
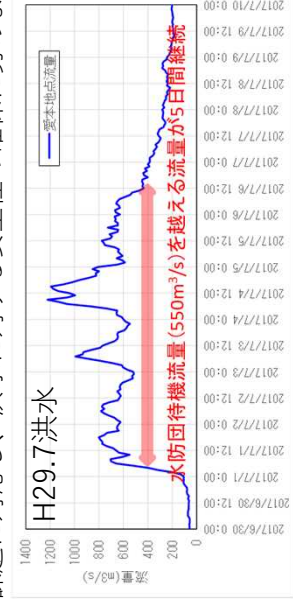
▶変更のPOINT 1 堤防決壊を防止する急流河川対策等の実施箇所の追加

～日本有数の急流河川である黒部川で近年生じている課題解決に向けて～

○急流河川対策の実施箇所の追加

黒部川では、急流河川特有の流水のエネルギーにより、整備計画の目標流量よりも少ない流量の洪水でも、河岸侵食や護岸の被災が生じています。近年では平成29年7月洪水のように長時間に及ぶ洪水が発生するなど、小規模かつ洪水継続時間の長い洪水による被災のリスクへの対応が急務となっています。

この度、河川整備計画を変更し急流河川対策の実施箇所を追加することで、これらの課題に対応し、洪水に対する安全性の確保に努めます。



○洪水処理能力の向上

目標流量を安全に流すため、引き続き河道整備（堤防整備、河道掘削）に努めます。

○霞堤の機能確保の対策

黒部川の特性を活かした伝統的な治水工法である霞堤の「氾濫水を河道に戻す機能」や「氾濫水の拡大を防止する二線堤機能」といった機能を確保するため、ソフト対策・ハード対策を一体で実施し、家屋被害や人的被害の軽減に努めます。

▶変更のPOINT 2 「流域治水」の取り組みを計画に位置付け

計画規模を上回る洪水に対して被害軽減を図るため、流域のあらゆる関係者による「流域治水」の取り組みを計画に盛り込み、防災・減災対策を推進します。

具体的には、令和3年3月にとりまとめた、

- 「黒部川水系流域治水プロジェクト」における
 - ・氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・被害対象を減少させるための対策
 - ・被害の軽減、早期復旧復興のための対策
- に取り組みます。



資料5

▲変更のPOINT 1

○ 主な氾濫被害の減少区域

高水敷化した堤防沿いの砂州（寄り州）に堤防の防護効果を期待し、河岸侵食防止工として「縦工」を整備します。

また、黒部川の氾濫域は扇状地地形のため、部付近で決壊すると広域に被害が及びます。

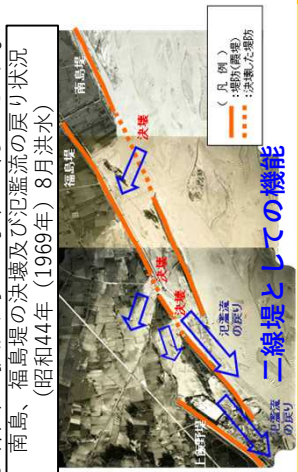
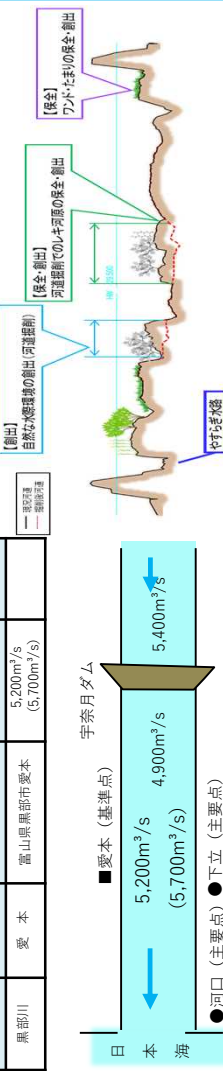
高水敷化した堤防沿いの砂州（寄り州）に堤防の防護効果を期待し、河岸侵食防止工として「縦工」を整備します。



既設の縦工が機能するように、要所に巨石付き盛土砂州を配置し、河道中央へ主流を向け、適切な砂州波長の確保を目指していきます。

③ 靈堤の機能確保

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続の堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻したり、氾濫が発生した際の二線堤としての機能を有しています。霞堤の延長が不足していることで家屋の浸水被害が生じる恐れがある箇所において、霞堤の延伸を行うとともに、既設の霞堤の機能を確保するための堤防断面の拡大等の対策を行います。

掘削方法の工夫（環境の保全・創出）

二線堤としての機能

霞堤開口部に流入する水路を利用して整備された魚類の生育場となる「やすらぎ水路」

資料5

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(公表ベース)

○都道府県別(令和5年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	徳島県	1,839	1,839	100.0%
2	福井県	1,518	1,514	99.7%
3	山形県	1,032	1,028	99.6%
4	青森県	1,268	1,256	99.1%
5	大分県	1,621	1,605	99.0%
6	群馬県	1,827	1,799	98.5%
7	静岡県	3,886	3,813	98.1%
8	鳥取県	706	692	98.0%
9	熊本県	2,738	2,650	96.8%
10	大阪府	11,326	10,895	96.2%
11	石川県	1,457	1,397	95.9%
12	栃木県	1,285	1,217	94.7%
13	広島県	3,142	2,956	94.1%
14	京都府	2,356	2,206	93.6%
15	秋田県	1,027	957	93.2%
15	宮崎県	1,884	1,755	93.2%
17	高知県	1,217	1,132	93.0%
18	新潟県	3,018	2,801	92.8%
19	長野県	2,313	2,142	92.6%
20	奈良県	672	617	91.8%
21	茨城県	1,273	1,165	91.5%
22	宮城県	2,038	1,856	91.1%
23	岐阜県	2,836	2,501	88.2%
24	佐賀県	1,705	1,502	88.1%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
25	山口県	1,430	1,259	88.0%
26	埼玉県	6,989	6,146	87.9%
27	愛媛県	2,169	1,902	87.7%
28	島根県	958	831	86.7%
28	三重県	1,731	1,501	86.7%
30	北海道	5,309	4,588	86.4%
31	東京都	8,223	7,033	85.5%
32	岩手県	1,158	981	84.7%
33	富山県	1,693	1,417	83.7%
34	和歌山県	1,519	1,270	83.6%
35	神奈川県	5,510	4,555	82.7%
36	福島県	1,498	1,236	82.5%
37	岡山県	3,751	3,087	82.3%
38	千葉県	2,683	2,190	81.6%
39	兵庫県	5,479	4,468	81.5%
40	鹿児島県	1,543	1,213	78.6%
40	香川県	1,131	889	78.6%
42	滋賀県	1,573	1,208	76.8%
43	山梨県	1,243	921	74.1%
44	愛知県	6,885	5,024	73.0%
45	長崎県	764	544	71.2%
46	福岡県	5,056	3,074	60.8%
47	沖縄県	35	2	5.7%
	合計	122,314	106,634	87.2%

○県内市町村別(令和5年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	魚津市	54	54	100.0%
1	氷見市	55	55	100.0%
1	砺波市	55	55	100.0%
1	小矢部市	21	21	100.0%
1	南砺市	27	27	100.0%
1	立山町	15	15	100.0%
1	朝日町	7	7	100.0%
8	射水市	136	135	99.3%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
9	入善町	62	61	98.4%
10	高岡市	287	238	82.9%
11	黒部市	85	70	82.4%
12	富山市	769	607	78.9%
13	滑川市	37	25	67.6%
14	上市町	83	47	56.6%
	舟橋村	0		
	県内合計	1693	1417	83.7%

事 務 連 絡
令和 3 年 1 2 月 2 7 日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
企画部広域計画課担当者 殿
各地方公共団体
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和 5 年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年 10 月 20 日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスプレイを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和 5 年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

（1）令和 5 年度予算における対応

土砂災害防止法第 8 条の 2 及び水防法第 15 条の 3 に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第 49 条の 11 に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

（２）令和６年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年７月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第３１号）に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記（１）及び（２）の運用の対象外といたします。

つきましては、令和５年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

<添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（令和３年１０月２０日）資料１

「社会資本整備」（抜粋）

別紙 重点配分の考え方

重点配分の考え方(令和5年度)

令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外(①に該当)
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外(②に該当)
整備計画γ	A市、B市、C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に
整備計画δ	A市、B市、D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に

重点配分の考え方(令和6年度以降)

令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分対象外

富山県内の流域治水プロジェクト策定状況

R6.3現在

富山県土木部河川課

	河川名	策定主体	実施主体 (関係出先)	関係機関	策定年	記載メニュー						
						河川	ダム	砂防	下水	農地	林務	海岸
一級河川	常願寺川	国	パレット	富山県、富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.3	○	○	○			○	
	神通川 (いたち川、太田川、冷川、宮路川、山田川、宮島川、坪野川、峠川、馬渡川 を含む)	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高山市、飛騨市	2021.3	○	○	○	○	○	○	
	庄川 (地久子川、下条川、和田川を含む)	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高岡市、射水市、砺波市、白川村	2021.3	○	○	○	○	○	○	
	小矢部川 (谷内川、黒石川、横江宮川、藪波川 を含む)	国	パレット	富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市	2021.3	○	○	○	○	○	○	
	黒部川	国	黒部河川事務所	富山県、富山市、黒部市、入善町、朝日町	2021.3	○	○	○			○	○
一級河川 計 5 河川												

二級河川	黒瀬川	富山県	富山県(入善土木)	黒部市	2021.8	○	○					
	片貝川(布施川)	富山県	富山県(入善土木)(新川土木)	黒部市、魚津市	2021.8	○	○	○			○	
	鴨川	富山県	富山県(新川土木)	魚津市	2021.3	○			○			
	中川(沖田川)	富山県	富山県(新川土木)	滑川市	2021.8	○						
	上市川	富山県	富山県(新川土木)(立山土木)	滑川市、上市町、富山市	2021.8		○	○			○	
	白岩川	富山県	富山県(新川土木)(立山土木)	富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.8	○	○	○			○	
	泉川	富山県	富山県(氷見土木)	氷見市	2022.4	○						
	上庄川	富山県	富山県(氷見土木)	氷見市	2021.3	○		○		○		
二級河川 計 8 河川												
合 計 13 河川												

【土砂災害防止法の改正】

○平成29年6月19日施行(5月19日交付)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化(同法8条の2)

○令和3年7月15日施行(5月10日交付)

※市町村防災計画に定められた施設が対象
※避難訓練は毎年実施する

- ・市町村長に避難訓練の結果報告の義務化(同法8条の2第5項)
- ・市町村長が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度を創設(同法8条の2第6項)

【富山県内の状況(令和6年3月末時点)】

- ・避難確保計画作成率:100.0%(106施設中106施設)
- ・避難訓練実施率:89.6%(106施設中95施設)

【留意点】

- ・避難確保計画に基づく避難訓練実施の支援(避難訓練は原則年1回以上実施)
※eラーニング教材が国土交通省HPに掲載されていますのでこれらもご活用下さい。
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ・市町地域防災計画の見直しにより施設数が増減した場合は報告をお願いします。

2024年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

【2024年 全国一斉の取組】

「避難の声かけ、安全の確認」(予定)



今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、近年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

【R5年度富山県内での避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある県内14市町(舟橋村除く)のうち、8市町で防災訓練を実施。



R5.6.26 富山市 要配慮者利用施設の避難訓練



R5.9.3 氷見市防災訓練



R5.10.29 南砺市防災訓練

土砂災害警戒情報について

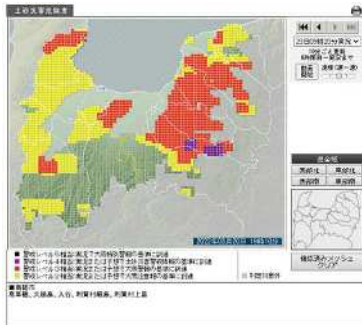
○土砂災害警戒情報とは

- ・ 命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況であることを周知するために、県と気象台が共同で発表する**防災気象情報**。
- ・ **警戒レベル4相当**の情報。**紫色**のメッシュ内の**土砂災害警戒区域**に**避難指示の発令**が基本。

○富山県土砂災害警戒情報支援システム

- ・ リアルタイムで土砂災害の危険度等をHPで公開。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合、**補足情報として避難判断地区を記載したFAXを送信**しています。避難指示発令対象地域の検討の参考資料として活用して下さい。

富山県土砂災害警戒情報支援システム



スマートフォン版



モバイルフォン版



- ・ PC版
<https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp>
- ・ スマートフォン版
<https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/sp/>
- ・ モバイルフォン版
<http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/m/>



補足情報を記載したFAX

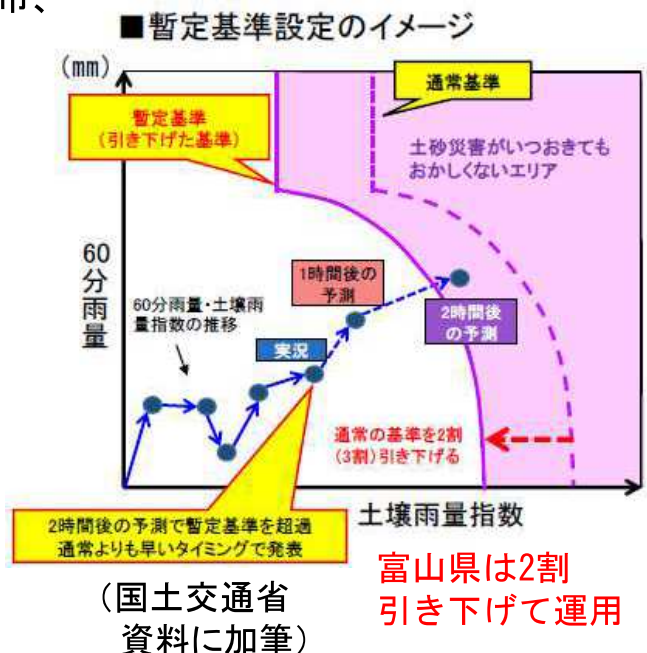
避難判断地区一覧

市町村	避難判断地区	面積(㎡)	人口(人)	避難指示対象地区
氷見市	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
	氷見市	1,234,567	12,345	○
高岡市	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○
	高岡市	1,234,567	12,345	○

土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げについて

1/1の地震後から、震度5強を観測した市町では、土砂災害警戒情報の発表基準を8割に引き下げて運用（いわゆる暫定基準での運用）
→ **避難のリードタイムが短くなっています。**

対象発表区分：富山市平地、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、南砺市



- ・ 過去の地震の例では、震度5強エリアでも通常基準より少ない降雨で土砂災害が発生。
- ・ 梅雨期・台風等、今後の降雨の経験状況を鑑み、通常基準に戻すことを検討。

大きな地震の後は土砂災害がおこりやすくなっています  富山県

①危険な斜面、溪流に近づかない

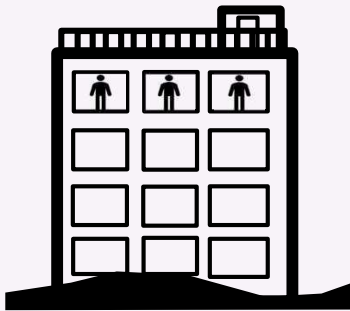
亀裂のある斜面、崩壊した土砂のたまっている溪流などに近づかない

②少しでも危ないと感じたら避難しましょう

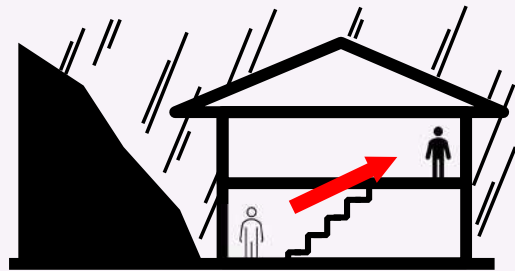
- ・ハザードマップを確認し、原則として、土砂災害警戒区域の外に避難しましょう
(市町村の指定した避難場所、親戚・友人の家、宿泊施設等)

避難場所に避難できない場合の「次善の策」

- ・近隣の堅牢な高い建物(鉄筋コンクリート造等)の高層階へ移動



- ・自宅外への避難に余裕がない場合や、既に自宅の外が危険な状況の場合、斜面と反対側の2階以上の部屋に避難



県・地方気象台では危険が高まった場合、土砂災害警戒情報※を発表します

※震度5強を観測した地域では、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げた暫定基準(通常基準の8割)として運用しています。

市町村からの避難指示が発令された場合は危険な場所から避難してください！